

「義務付け・枠付け（自治事務）」及び「関与（自治事務・
法定受託事務）」の廃止に関する追加調査結果

平成20年4月9日

全国市長会
地方分権改革検討会議

目 次

I 調査の概要	1
---------	---

II 調査結果

1. 義務付け・枠付け（自治事務）	2
2. 関与（自治事務・法定受託事務）	10
3. その他	12

III 調査票等

調査依頼文	14
回答票	15

[別 紙]

『都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果』における義務付け・枠付け（自治事務）、関与（自治事務・法定受託事務）事例再整理一覧

I 調査の概要

1. 調査名 「義務付け・枠付け（自治事務）」及び「関与（自治事務・法定受託事務）」の廃止に関する追加調査
2. 調査実施期間 平成20年1月15日から2月13日（回答は2月18日まであり）
3. 調査対象 「地方分権改革検討会議」委員市区長（121市区）
4. 調査目的 「地方分権改革推進委員会」が各府省に対して、自治事務における法令による義務付け・枠付けの存廃等について調査を実施していること等から、同委員会における今後の審議に都市自治体としての意向を反映させるため、『都市自治体における地方分権改革に関する支障事例調査』の補完調査として実施
5. 調査項目 ① 義務付け・枠付け（自治事務）
② 関与（自治事務・法定受託事務）
について、『都市自治体における地方分権改革に関する支障事例調査結果』（19.6）に記載以外で、廃止すべきものを調査
6. 調査方法 調査依頼を郵送にて行い、回答は電子メールにて回収
7. 事例提出市数 14市区（11.6%）

[備考]

- (1) 本調査結果の内容は、原則として都市から回答のあったものをそのまま掲載している。
- (2) 「義務付け・枠付け」、「関与」、「その他」の別は、事務局において再整理している。
- (3) 「根拠法令名・条項番号等」、「廃止すべき理由」欄の記載は、事務局において文言修正等を行っている場合がある。

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

番号	分野	名称	根拠法令名・条項番号等	廃止すべき理由
1	福祉	介護保険事業に係る参酌標準の廃止	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(参酌標準)	施設・グループホーム・特定入居者生活介護・地域密着の利用者数合計の割合を、要介護2以上の認定者数の37%以下とすることを目標として設定とありますが、これの根拠が不明であり、説明できない。(利用者割合「37%」の考え方は理解したつもりですが。)施設入居者の内、要介護4・5を70%とすることを目標として設定とありますが、重度の人を7割とすると、人員配置上、施設の運営が難しくなる。介護保険施設待機者が多数いる中で、その市町村にあった施設整備が求められているはずである。施設が多くなれば、その分介護保険料が高くなり、参酌標準がなくても、適正になると考える。よって、参酌標準を廃止していただきたい。
2	福祉	保育認定基準に関する地方の裁量拡大	児童福祉法第24条 児童福祉法施行令第27条	児童福祉法第24条を改正し、保育の認定基準と解除条件等について市町村の条例で定められる範囲を拡大する。 児童福祉法第24条は、市町村による保育所での保育義務を定めており、乳児、幼児又は児童が保育に欠ける要件として「保護者の労働」を挙げている。しかし、1人の乳幼児等に複数の保護者がおり、その全てが就労していることを要件として「保育に欠ける」と認定している場合、保護者の1人が就労を辞して乳幼児等の保育にあたって、生計を十分維持することが可能と思われるケースが少なくない。 待機児童の解消と併せ、保育料の未納が社会問題となっている今日、このようなケースでは、保育に欠ける要件を個々の実態に対応して精査し、例えば、保護者の1人が就労を辞して乳幼児等の保育にあたって生計を維持することが可能と思われるケースで、悪質な滞納を繰り返す保護者を持つ乳幼児については、保育を解除することを可能としたい。 このように、「保育に欠ける」要件の認定基準等について、市町村の条例で定められる範囲を拡大することにより、市町村は、適正かつ効果的な保育行政推進に創意工夫を発揮できると考えられる。 〔児童福祉法第24条〕市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。
3	福祉	結核予防費補助金の義務付けの廃止	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条第1項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条第1項により、都道府県(保健所政令市を含む)は、第58条の3の費用に対して、政令で定めるところにより、その3分の2を補助することが義務づけられているが、義務づけを廃止し、補助率の決定を含め、事業の実施について自治体が決定できるようにすべき。

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

4	福祉	サービス利用計画作成費の支給対象者の制限の廃止	<p>障害者自立支援法第5条第17号の二、第32条 障害者自立支援法施行規則第32条の2</p>	<p>障害者自立支援法第5条第17号の二の規定では、支給決定を受けた者又は児童の保護者が障害福祉サービスを適切に利用できるように、その者又はその児童の保護者からの依頼を受けた指定障害福祉サービス事業者が、「サービス利用計画書」を作成し、その者の連絡調整等の便宜供与を行い、法第32条でその対価としての作成費を支給され、報酬として得ることとしている。</p> <p>しかし、障害者自立支援法施行規則第32条の2では、作成費の支給対象者が制限され、法本来の趣旨の障害者及びその家族の便宜を図り、適切な利用を促進するに至っていない。</p> <p>作成費の支給対象とならない障害者及びその家族にとって、自ら行うサービスの利用に関する調整は、社会資源不足もあるが、かなりの負担となっている。</p> <p>そのため、障害者の自立を支援する法の趣旨からも、希望する全ての障害者に「サービス利用計画書」の作成が可能な仕組みとし、介護保険制度のケアマネージャーのような連絡調整等の便宜供与が望まれる。</p>
5	まちづくり	指定道路台帳の作成	<p>・建築基準法施行規則等の一部を改正する省令 建築基準法施行規則第10条、第10条の2、第14条の4 ※建築基準法第42条第1項第4号、第5号、第2項(第3項の水平距離の指定を含む。)、第4項、第68条の7第1項の規定による道路の指定に係る手続きの明確化 ・建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の施行について【技術的助言】(H19.6.20住宅局長通知) ・建築基準法集団規定の的確な運用について【技術的助言】(H19.6.20市街地建築課長通知) ・建築基準法道路関係規定運用運用指針(H.19.6.20住宅局長通知。) ・建築基準法道路関係規定運用指針の解説</p>	<p>○建築基準法施行規則の一部を改正する省令が、平成19年6月19日に交付されました。それにより、特定行政庁(建築主事をおく都市自治体)においては「指定道路調書及び指定道路図」(以下、「指定道路台帳」という)の作成及び保存並びに同台帳の公開が義務付けとなり、平成22年4月1日から施行されることとなった。</p> <p>○指定道路台帳の整備には、極めて多額の財政支出及び膨大な業務量が必要であるため、現実的には平成22年4月1日からの施行は困難である。したがって、適切な財政措置を講じるか、または期間、及び作成等が特定行政庁の判断により、実施できるようにされたい。</p>

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

6	まちづくり	電線共同溝整備事業の事務 手続の簡素化	電線共同溝の整備等に関する 特別措置法等	<p>電線共同溝整備事業を行うには、下記のとおり電線管理者等への同様な意見照会等が多くあり、手続が煩雑となっており、整備完了までに多大な事務量となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①無電柱化推進計画の策定・変更 電線管理者等への参画意向確認 ②電線共同溝を整備すべき道路の指定(法第3条第1項) 電線管理者等への意見照会(法第3条第2項) 電線管理者等への指定告示(法第3条第4項)の通知 ③整備計画書の策定(法第5条第2項) 電線管理者等への占用勧告(法第4条第2項) 電線管理者等からの占用申請(法第4条第1項) 占用予定者への意見照会(法第5条第2項) ④電線共同溝の整備 建設負担金の納付 占用予定者への占用許可(法第10条) ⑤電線共同溝の管理 占用予定者からの敷設工事届出(令第7条第2項) <p>このため、上記②、③手続を統合し、法第3条第2項と法第4条第2項を兼ね、法第5条第2項を廃止する。</p>
7	まちづくり	屋外広告物撤去事務の簡素化	屋外広告物法第8条第2項・ 第3項	<p>屋外広告物の保管にあたり、公示義務が定められており、また、廃棄についても保管の公示日から廃棄までの日数の下限が法律により定められており、市民ボランティアなどによる捨て看板などの除去が柔軟に行えない。</p> <p>屋外広告物の撤去にあたっては、自治体の条例にて保管及び廃棄について定め、簡易な手続きで運用すべきである。</p>
8	まちづくり	辺地総合整備計画の策定及び 変更に係る手続きの簡素化	辺地に係る公共的施設の総合 整備のための財政上の特別 措置等に関する法律第3 条第1項・第5項	<p>現在市町村では、昭和44年の地方自治法の改正で創設された同法第2条第4項に基づき議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して事務の処理を行っているところである。</p> <p>辺地総合整備計画は、昭和37年に制定された法律によって議会の議決を経て定めるとされているが、本来、地方自治法第2条第4項に基づく基本構想に即して策定又は変更されるものであることから、改めて議会の議決を経ることは必要ないとする。また、これを議決事件とするか否かは、地域の実情に応じて各市町村が判断できるようにすることが地方分権の観点からも適当であるとする。</p> <p>よって、この法律で定める議会の議決を廃し、地方自治法第96条第2項に基づき条例で定めるか否かを各市町村に委ねることを要望する。</p>

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

9	教育	公立幼稚園の「設置者管理主義」の廃止	学校教育法第5条	<p>1. 地方公共団体が設置する幼稚園の管理・運営等は設置者たる地方公共団体が責任をもってその設置する幼稚園を直接管理することとなっている。公立幼稚園の管理・運営を保育所と同じように、NPO法人や株式会社等に委託すること、いわゆる「公設民営」が可能となるようにするものである。</p> <p>2. 特区においては、「公私協力学校法人」を設立した場合のみ公設民営の学校(高等学校、幼稚園)の設置が可能となったが、手続きが煩雑でありいたずらに外郭団体を増やすだけである。</p> <p>3. 現行制度下では、幼保一体型認定こども園等を指定管理者制度で運営しようとする場合、保育所の運営は民間委託できるが、幼稚園は直営で運営しなければならないこととなる。それぞれ命令系統が異なる運営主体においては一体的運営は困難である。したがって保育所と同様に入園契約等の必要な行政権限に留意しつつ同一民間団体で運営できるようにする必要がある。</p> <p>また、文科省は学校の管理・運営の民間委託は、学校の設置者の責任放棄となるという見解を示している。しかし、地方行政においては、多くの「公の施設」の管理運営を指定管理委託やその施設に合った業務委託により効率的に運営しているところである。これらの手法は設置者の責任放棄ではなく、行政運営の有効な一手段である。特に公立幼稚園の場合は、義務教育施設とは違い、希望する者が対象であることから「民間活力」を導入することにより、利用者の多様なニーズに応じたサービスが期待できるものである。</p>
10	教育	県費負担教職員の転任	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条	<p>教職員の転任について、地教行法は、都道府県教委は市町村教委の内申を待って行うと規定している。今回の地教行法改正では、県費負担教職員の人事について、市町村教委の意向を一層重視する趣旨から、「一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続き他の市町村の県費負担教職員として採用する場合(他市町村への異動)」についても、市町村教委の内申に基づき転任を行うものと規定された。</p> <p>しかしながら、同条改正によっても、「ただし、都道府県の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から一の市町村の県費負担教職員の標準的な在職期間等の基準に従い転任を行う場合はこの限りではない。」との歯止め規定がある。このため、本県にあっては、新採用以来5年を経過する若手教職員の転任については、必ず他市町村へ異動とされ、市町村教委の意向は反映されることなく、県教委の裁量で他市町村への転任が行われているのが実状である。</p> <p>近年、学校では教職員の年齢構成も変化し、若手教職員の割合は増加しており、各校の中核を担う人材として育成をすすめている。このような中、県費負担とはいえども、本来身分上該当市町村の職員とされている市町村立学校教職員の人事異動が県教委の基準や裁量で行われることは、地方分権の趣旨とは異なるところである。</p> <p>特に、今後の市町村の教育を担う若手教員の異動は市町村教委の考えに基づいて行われるべきであり、該当市町村が責任を持って教職員を育て、地域に根ざした教職員として、地域を愛する児童生徒の教育をすすめる必要がある。以上の理由から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条ただし書き」以降の削除、もしくは若手教職員転任に係る市町村の意向重視の規定を求めたい。</p>

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

11	教育	社会教育主事の必置義務の緩和	社会教育法第9条の2	市町村における社会教育のあり方は、本来自治体自身の判断によるものであり、また、職員定数削減の中で組織の柔軟性を確保するためにも、法律による職員必置義務は廃止すべきであると考える。
12	教育	社会教育関係団体への補助金交付手続に関する義務づけの廃止	社会教育法第13条	社会教育法第13条は、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴くことを義務づけている。しかし、「社会教育団体への補助金交付」のみを切り分けて別枠で社会教育委員の意見を聞くことは、地方自治行政の総合性を損ない、住民活動を縦割り化する弊害も生む。 今日、社会教育分野を含めて、地域公益活動が多様化し、それら住民活動との連携、協働関係の構築が重要性を増している。こうした活動への補助金支出等の支援策についても、地方における独自の取り組みが広がりつつある。国が法により縦割り化することなく、地方の独自性に委ねることで、様々な可能性が生まれる。よって、当該義務づけを廃止すべきである。
13	災害その他	地方自治事務に関する政令、省令委任の廃止	地方自治法第2条、第14条	地方自治法第2条第2項は、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」としているが、この規定は、「地方公共団体は、自治事務も含めて、国の法令に定められた事務を処理する機関である」とも解釈できる表現となっている。 また、同法第14条は、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、第2条第2項の事務に関し条例を定めることができる。」としている。この規定は、事務処理に関して地方が独自に定められる条例も、法令に違反しない限り認められるものであることを意味していると思われるが、そもそも地方公共団体は、主権者による主権行使によって成立している地方の政府機関であり、憲法原理からすれば、その事務は主権者である住民の望むところを実現するために行われるものである。国の法令に定める事務を法令により処理するために存在する機関ではない。 この点からすれば、この地方自治法の規定そのものが地方への重大な関与であると言える。従って、同法2条2項の規定の不十分さを補うとともに、地方が制定する条例の位置づけについて、憲法が定める主権原理に基づき変更する必要がある。具体的には、地方の自治事務に関する義務づけ、枠づけ及びその他の関与は、国の法律においてのみ行えるものとし、政令、省令への委任を廃止、禁止する。やむを得ず政令に委任する場合は、条例による上書き権を保障し、条例の優位性を明確にする。

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

14	災害 その他	条例による事務処理特例制度の枠付け廃止	地方自治法第252条の17の2	「条例による事務処理特例制度」は、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じ地域において事務配分を定めることを可能とするため、平成11年の地方分権一括法による地方自治法改正で創設された制度で、都道府県知事は、都道府県条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務を市町村が処理できるとしたものである。ただし、その対象は「都道府県知事の権限に属する事務」とされ、法令の規定により都道府県の条例で定めることとされている事務に関しては、当該条例の制定という権能自体を特例制度によって市町村が行うことはできないとされている。 屋外広告物に関する事務については、法改正により同法に基づく条例制定権は市町村に移譲できることとなったが、個別の法令改正ではなく、包括的な権限移譲ができるよう地方自治法第252条の17の2を改正し、移譲対象に含めるべきである。
15	災害 その他	指定管理者制度手続きの緩和	地方自治法第244条の2	地元自治会に管理を委託することを想定とした公の施設については、民間企業の管理を想定している指定管理者手続きがそぐわない。 ・コミュニティー施設などについて、指定にあたり議会の議決を経るかどうかは地方公共団体に判断をまかせ、かつての管理委託のように簡易に手続き可能にするべきである。 ・同様に、任意団体的性格を持つ自治会などに事業報告をさせ、評価するかどうかも施設の事情に合わせ地方公共団体が判断するべきものであると考える。
16	災害 その他	公共サービスに従事する民間人の守秘義務違反に対する罰則規定の整備	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律34条	(1)改革の方法 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律を改正し、同法の定める特定公共サービス以外の地方公共団体が委託（指定管理者制度を活用する場合を含む）する公共サービスのうち、当該地方公共団体の議会の議決を得た公共サービスに従事する民間人についても、同法第54条の罰則規定を適用できるようにする。 (2)改革の理由 本市では、行財政改革の推進を最重要課題と捉えており、事務事業の見直しや効率化、民間委託の拡大など、各種の行財政改革に取り組んでいるところである。 民間委託を拡大するに当たり、常に障壁となるのが守秘義務に関する法整備が十分でないことである。つまり、委託業務に従事する民間人には、守秘義務違反を犯しても罰則規定が整備されていない。守秘義務にかかる法整備がなされれば、民間委託実施可能な業務は大きく拡大でき、地方行革に資することとなると考える。競争の導入による公共サービスの改革に関する法律では、罰則の対象となる公共サービスが限定されている。総務省が平成19年4月27日に公表した「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会〈報告書〉」においても、「守秘義務について契約関係のみで担保することについては、損害賠償等の金銭的な補填を要求するに過ぎないことから抑止力が弱いという指摘がある」と述べている。一方、同報告書は、「対象となる業務の内容や範囲、扱った情報の種類などが多種多様である中で一律に罰則等を課すことは適当でない。」とも論じている。他方、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律では、この法律に定める特定公共サービスについて、この法律の手續に則って民間委託を実施した場合には、民間人にも罰則規定が整備されている。同報告書が指摘するとおり、一律に罰則等を課すことは適当でないのであれば、一定の手續を踏むことにより、守秘義務に関するハードルをクリアすることが適当と思慮する。 については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正し、現在、同法で規定している公共サービスの範囲の拡大を望むものである。

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

17	災害 その他	「会計年度独立原則」に基づく地方財務事務執行への枠づけ廃止	地方自治法第208条	<p>公会計制度における「会計年度独立」原則は、憲法第86条の国の予算規定を地方公共団体に準用するもので、それ自体に異存はないが、この原則をタテにした地方の財務事務の執行に対する次の枠づけについては、地方行財政運営の効率的、効果的執行を阻害するものであり、廃止すべきである。</p> <p>① 継続事業における「出来高払い方式」強制措置の廃止 継続事業については「工事請負費等は履行確認（検査）の日によって所属年度が左右されるのが原則である」との昭和38年12月18日付通知により出来高払い方式が義務づけられている。これによる詳細な検査や調書作成は、地方公共工事の施工効率低下やコスト増、単年度工事依存による工事の長期化や「端境期」発生要因ともなっていることから、この枠づけを廃止し、契約ベースによる支払いを可能化すべきである。</p> <p>② 年度開始前の入札手続き禁止措置の廃止 地方の単年度事業の契約において、年度開始前の入札手続きが禁止されている。地方の事務事業は、近年アウトソーシングが進み、その中には年度開始当初から執行をしなければならないものが多く含まれるが、この規制のため、随意契約に依存しがちとなっている。長期継続契約や債務負担行為の活用をはかる方法があるとはいえ、そのほうがむしろ「会計年度独立原則」を形骸化するなどの弊害があるとの指摘があり、活用しにくい状況もある。議会の予算議決を停止条件とするなどの前提を付した上で、年度開始前の入札手続きを可能化すべきである。</p>
18	災害 その他	年度区分による「契約準備行為」の緩和	地方自治法第208条	<p>1. 総務省は、地方公共団体の入札公告手続き等、契約に至る事前準備は「予算執行」の範囲に含めるものとしている。「予算執行」の対象を純粋な「契約履行」に限定することによって、総合評価落札方式等の契約準備行為を年度開始前に行えるようにするものである。</p> <p>2. 現制度下でこれらをクリアする方法として債務負担行為により対応は可能である。当団体においても工事等の前倒し発注や端境期防止対策として推進しているところである。しかし、委託契約等で年度当初から契約が必要な案件は数百本の件数となる。これらをことごとく債務負担行為の対象とすることが、法的には可能でも予算審議の形骸化になりかねず現実的には妥当とはいえない。</p> <p>3. したがって、前年度中に「停止条件」を付した事前入札等により、業務の連続性の確保や契約事務の平坦化が図れ、適切な業者選定を担保できることとなる。</p>

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

19	災害 その他	総計予算主義原則（公共サービスの委託事業における利用料金制の可能化）	地方自治法第210条（総計予算主義の原則）	<p>各種委託事業において設定する利用者負担金等は、総計予算主義の原則（一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。）の解釈に基づき、自治体の歳入として予算計上するものとし、各種委託事業の利用料等歳入をその受託者の収入として収受させることができないこととされている。</p> <p>しかし、福祉分野をはじめとして、様々な公共サービスを民間事業者や地域住民が担っている今日、サービス受益者の利用者負担分をすべて自治体の歳入としなければならないとすることには無理がある。それぞれの委託事業の内容に応じて、必要かつ妥当と判断される場合、受益者が負担する料金等の負担額は、受託事業者の収入とすることが可能となれば、支払い、収入その他会計事務の効率化にとどまらず、公共サービスの成果向上にもつながると期待できる。</p> <p>そこで、地方自治法第210条の総計予算主義に基づく一律的枠決めを改め、地方の自治事務に係る事業委託においては、条例の定めるところにより受託事業者の収入とすることができることを明確にするものである。</p>
20	災害 その他	地方債の借換え要件の緩和等（先行調査結果で同趣旨のものあり）	公営企業借換え債の取扱について（総務省通達）、財政融資資金・簡保資金の補償金なし繰上げ償還について 平成19年度予算編成上留意すべき事柄について （19.1.22財政課長通知）	<p>公的資金補償金免除繰上償還において、財政融資資金を繰上償還する場合、繰上償還対象事業と同一の事業における新規貸付が3年間停止される。</p> <p>公的資金補償金免除繰上償還については、別途定められた財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、その内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものと認められる場合においてのみ実施できる等、正当な手続・審査を経て行われるものであるため、このような罰則的な措置の撤廃を要望する。</p>

2. 関与（自治事務・法定受託事務）

番号	分野	名称	事務別	根拠法令名・条項番号等	廃止すべき理由
21	福祉	高年者ケースワーク業務 ※老人福祉法に基づく措置 分野	自治事務	老人福祉法第6条の2第2項	<p>当該ケースワーク事務は自治事務であり、これにかかる経費負担は、すべて基礎自治体である市町村の負担となっている。（国や県については交付金化の名のもとに一定に責任遂行を謳っているが、現実的には何らその負担を負っていない。）</p> <p>このような中で、県は、当該老人福祉法第6条の2第2項の条文をもとに、拡大的な解釈での助言行為を継続的に行っている。単なる権威主義の継続で、法の趣旨を踏まえた有効な助言活動とは捉えにくい状況がある。権威主義、形式主義的な助言については、それ自体、当該事務の成果向上に役立たないほか、事前資料作成等、助言活動への対応に要する労力、時間、経費の無駄といわざるを得ない。このことから、当該事務については、条文の削除、若しくは市町村が助言を求めたとき等、必要不可欠とされた場合に限定した助言行為とするべきである。</p> <p>なお、当該事務に関わらず、市町村の自治事務に対する助言、資料提出要求、調査その他の関与については、市町村の自主的かつ効率的な行財政運営を損なわない方法に限定する通則規定を設けることが必要と考えられる。</p> <p>〔老人福祉法第6条の2第2項〕 都道府県知事は、この法律に基づく福祉の措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。</p>
22	まちづくり	道路占用事務に係る申請等 事務	自治事務	道路法第32条	<p>現在、国道部分に係る市の占用工事は、国道の管理を所管する国道出張所を經由し、各国道事務所に道路占用申請を提出している。（メールによる申請も可能だが、指導が細かく、かつ出張所がOKでも事務所段階でNGとなるケースが多いため、結果として担当者が直接窓口に行き調整を行わざるを得ない。）</p> <p>許可まで相当数の日数を要し、工事着工まで時間がかかることが多い。申請窓口を1本化し占用協議を行うことで、早期工事着工を可能にし、住民サービスの向上を図ることができる。</p>
23	まちづくり	民間占用（民間施工）による 下水道施設整備に係る占用 申請の適正化	自治事務	道路法	<p>国・県道管理者は、民間占用（民間施工）による下水道施設設置（管路及び取り付け管等）について、占用者でなく市町村が占用申請するよう指導している。本来、占用者が行うべきではないかと考えられる。国、県の便宜を優先して民の責任分野を市町村に負荷を負わせるのではなく、明確な責任分擔、役割分擔に基づく取り組みが必要と思われる。</p>

2. 関与（自治事務・法定受託事務）

24	まちづくり	下水道事業に関する各種調査の簡素化、統合化(先行調査結果で同趣旨のものあり)	自治事務	地方自治法第245条	国からの下水道に関する調査が県を経由し、市町村に依頼が多数来ているが、煩瑣であるほか、回答期限があまりにも短い調査が多数あり、回答のための時間外業務が相当数生じている。(平成19年度はH20/1末現在で40件。これにより余儀なく発生した時間外勤務は150時間) 調査そのものが不要ということではないが、将来の下水道事業を見据え、長期的な視野に立ち、政策立案に必要不可欠な調査に絞った上で、回答期限にも余裕を設けるなど、回答する市町村側の事情も考慮した調査を行うべきである。
25	まちづくり	過疎地域自立促進計画及び辺地総合計画策定時の都道府県協議の廃止	自治事務	地方自治法第245条、245条の2 過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	過疎地域自立促進計画及び辺地総合整備計画の策定(変更)の際には、都道府県知事との協議が必要とされており、協議後、都道府県知事の同意を受け計画を策定している。 両計画とも、各自治体が自己決定・自己責任のもとで、過疎地域や辺地地域において、地域の実情に応じたまちづくりを行うために必要な施策や事業について定めるものであり、都道府県の関与は不要と考える。
26	災害その他	国の補助金や交付金等に対する都道府県の介入	自治事務	地方財政法第16条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令	市町村が国庫補助金や交付金等の交付を受ける場合、都道府県への報告義務が課されているため、実際は事前に都道府県の統制を受けているのが実情である。このようなことは、やめるべきである。 また、省庁によっては、国は都道府県に補助金を出し、それを都道府県が都道府県の補助金として市町村に出し、市町村はそれを市町村の補助金として民間へ出すというようなことをやっているところがある。これもやめて、国から直接対象者への補助金とすべきである。

3. その他

番号	分野	名称	事務別	根拠法令名・条項番号等	廃止すべき理由
27	福祉・教育	発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センターの市町村設置への拡大	自治事務	発達障害者支援法第14条など	<p>発達障害児者の支援においては、早期発見・早期療育の視点とライフステージごとに対応しつつも、支援する側としての一貫した継続した専門的な支援の視点が、何より重要である。しかし、現実には、教育と福祉、教育と労働、福祉と労働の連携を図る必要性が高いにもかかわらず、その責務が市町村と都道府県と二元化されているために、円滑な連携が図られないという大きな課題がある。そこで、縦割り行政の弊害を排除し、トータルサポートシステムを担う発達障害者支援センターを都道府県の責務とは別に、市町村に国庫負担の財源付きで権限委譲することが必要と考える。教育や社会福祉資源などは各市町で地域特性があること。また身近なところで支援しなければ、相談や支援には結びつかないことを念頭に置くべきである。</p> <p>文部科学省と厚生労働省とそれぞれが所管する事業があり、一本化の動きが見られるものの、補助事業そのものはそれぞれ別々となっており、連携を求めようになっているもののまだまだ縦割り行政の影響がみられ弾力的な運用に支障がみられる。よって、事業を所管する部署を統一するようお願いする。児童は市町村、成人は都道府県という年齢による区切りに課題は大きい。</p> <p>また、障害者自立支援法において、発達障害者の位置付けが明確になっておらず、同じ発達障害の診断があっても、一方では知的障害者として位置づけられ障害福祉サービスの支援が受けられる者、もう一方では支援を受けられない者に二分化されることの整合性はない。就労支援の重要性を国が明記しているにもかかわらず、障害者雇用促進法においても同じことが言える。直ちに法整備を行い、「障害と発達」の視点で事業を一つの部署で统一的に企画実施できるようにしていただきたい。</p>
28	まちづくり	公共下水道事業における国庫補助申請事務の簡素化、統合化	自治事務	補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律	<p>公共下水道(汚水・雨水)事業の国庫補助申請は、年度当初に総枠の補助金内定通知を受けるが、その後、毎月末に個別の工事設計書を作成の上、都道府県を経由し国に補助申請を行い、交付決定を受けた後、工事の起工を行っている。</p> <p>内定通知後は事業執行の途中経過をメールで確認する程度にとどめ、地方自治体に事業執行を委ねることで、補助申請事務の軽減や工事の早期発注による市民サービス向上を図ることができる。補助事業の適正な執行についての確認は、一括して行えば良いと思われる。</p>

3. その他

29	災害 その他				特定の事項よりも、諸外国に比べてあまりにも多すぎる義務付け、枠付けを大幅に減らすべきであり、減らす権限を首長に与えていただきたい。
30	災害 その他				特定の事項よりも、諸外国に比べてあまりにも多すぎる法律や、都道府県条例による関与を大幅に減らすべきである。これを実現するためにも、早期の道州制実現が不可欠。

地方分権改革検討会議委員 殿

全国市長会 地方分権改革検討会議
座長 新見市長 石垣正夫

「義務付け・枠付け（自治事務）」及び「関与（自治事務・
法定受託事務）」の廃止に関する追加調査について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年11月に政府の地方分権改革推進委員会が福田総理に提出した『中間的な取りまとめ』におきまして、同委員会では、①自治事務における法令による義務付け・枠付けの存廃等について、本年度中に各府省から回答を得た上で検証するとともに、②関与（自治事務・法定受託事務）の見直し等を行うこととされております。

本検討会議といたしましては、同委員会における検討等に都市自治体の意見を反映させるため、昨年2月から3月にかけて実施した『都市自治体における地方分権改革に関する支障事例調査』（象徴的な事例を項目・分野ごとに各市1事例を回答）の追加調査として、委員市において廃止を希望する「義務付け・枠付け（自治事務）」、「関与（自治事務・法定受託事務）」についての調査を実施することといたしました。

つきましては、公務ご繁忙のところ誠に恐縮に存じますが、『都市自治体における地方分権改革に関する支障事例調査結果』に記載されている事項以外に、廃止すべき義務付け・枠付け（自治事務）、関与（自治事務・法定受託事務）がございましたら、本会ホームページに掲載の回答票をダウンロードの上、市長ご自身のお考えをご記入いただき、2月13日（水）までに、事務局宛て電子メールにてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご回答いただきました内容につきましては、市名を伏せて公表させていただく場合があることを申し添えます。

「義務付け・枠付け（自治事務）」及び「関与（自治事務・法定受託事務）」の廃止に関する追加調査 回答票

〔記入にあたっての留意事項〕

1. 回答は、必ず市長ご本人のお考えを記入してください。
2. 別紙「『都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果』における義務付け・枠付け（自治事務）、関与（自治事務・法定受託事務）事例再整理一覧」（事務局において、調査結果を再整理したもの）に記載されているもの以外で、地方分権を推進する観点に立って、法令で規定されているもののうちで廃止すべきであるとお考えになっている
 - ① 義務付け・枠付け（自治事務）〔調査票1〕
 - ② 関与（自治事務・法定受託事務）〔調査票2〕を記入してください。

なお、今回の追加調査は、法令により義務付け等が行われているものを対象としておりますので、特に国庫補助負担金等に係る義務付け等については、法令に基づいて義務付け等がなされている場合のみご記入いただき、補助要綱によるものは対象外としてください。

また、「義務付け・枠付け」については自治事務のみ、「関与」については自治事務・法定受託事務の両方としておりますのは、政府の地方分権改革推進委員会から各府省に対する調査におきまして、法定受託事務における「義務付け・枠付け」は対象外とされていることによるものです。
3. ご記入は1ページにつき1件とし、複数の義務付け・枠付け、関与をご回答いただく場合は、当該調査票を本シート上にページごとコピーしてお使いください。
4. 「分野」欄には、①福祉、②環境、③産業、④まちづくり、⑤教育、⑥災害その他の別を記入してください。また、「根拠法令名・条項番号等」欄には、法令名等のみならず、該当条項番号等も記入してください。
5. データとして管理する都合上、行・列の挿入・削除等、書式の変更はしないでください。
6. ご回答いただきました事例につきましては、市名を伏せて公表させていただく場合があります。

〔回答者〕

貴市名	
市長名	

調査票 1. 義務付け・枠付け（自治事務）

法令の定めにより、市の自治事務に対して行われている義務付け・枠付けのうち、廃止すべきであるとお考えになっているものをご記入ください。
 （別紙「『都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果』における義務付け・枠付け（自治事務）、関与（自治事務・法定受託事務）事例再整理一覧」に記載の事項を除く。）

義務付け・枠付け：事務処理そのものの義務付け、基準や上限・下限の設定、事務の執行方法・執行体制の義務付け・枠付けをいう。
 [例：特定職員に対する研修義務・奨励、組織の必置規制、標準手続の明示、事務処理の手続ルール・判断基準の明示等]

分野	
名称	
根拠法令名・ 条項番号等	
廃止すべき理由	

調査票 2. 関与（自治事務・法定受託事務）

国・都道府県による関与のうち、廃止すべきであるとお考えになっているものをご記入ください。

（別紙「『都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果』における義務付け・枠付け（自治事務）、関与（自治事務・法定受託事務）事例再整理一覧」に記載の事項を除く。）

関与：地方自治法第245条に規定する関与（「助言又は勧告」「資料の提出要求」「是正の要求」「同意」「許可、認可又は承認」「指示」「代執行」「協議」等）をいう。

分野	
名称	
根拠法令名・ 条項番号等	
自治事務・法定 受託事務の別	
廃止すべき理由	

[参 考]

『都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果（19.6.4）』における
義務付け・枠付け（自治事務）、関与（自治事務・法定受託事務）事例一覧

平成20年1月
全国市長会行政部

— 目 次 —

1. 義務付け・枠付け（自治事務）	1
2. 関与（自治事務）	20
3. 関与（法定受託事務）	42

[備 考]

本資料は、平成19年6月に「地方分権改革検討会議」が取りまとめた『都市自治体における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果』に記載の事例のうち、事務局において「義務付け・枠付け(自治事務)」及び「関与(自治事務、法定受託事務)」に係る事例を再整理したものである。

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

先行調査事例番号	分野	名称	根拠法令名・条項番号等	廃止すべき理由
1	福祉	福祉事務所の設置	社会福祉法第14条	現在、都道府県及び市は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならないとなっているが、特に、介護保険法の大幅な改正により、高齢者施策において、首長と福祉事務所長がその権限を分離独立して行う必要がなく、首長に権限を集中して行わせる方がより一体的な施策が遂行できるとともに、効率的、効果的な行政運営が図れるものとするため福祉事務所の必置規制を撤廃すべきである。
3	福祉	福祉有償運送の登録要件の緩和	道路運送法第78条他 道路運送法施行規則第48条他 福祉有償運送の登録に関する処理方針について(平成18年9月15日付国土交通省自動車交通局長通知) 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成18年9月15日付国土交通省自動車交通局長通知)	道路運送法の改正により、これまでの「許可制」を「登録制」に変更し、地域における福祉有償運送を一定程度容認するという法の趣旨にもかかわらず、運転手の要件等の登録条件を従前より厳格にするなど、NPO等による福祉有償運送を阻害する傾向にある。
4	福祉	福祉有償運送運営協議会の都道府県への移管	道路運送法 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成18年9月15日自動車交通局長通知)	障害者等移動困難者のニーズに沿った福祉有償運送の移動範囲はモータリゼーションの進展とともに拡大し、市町村の範囲を越えており、また、地域のタクシー等公共機関の移動範囲も拡大していることから、市町村レベル以上(例えば県レベル)での運営協議会とすることが実態に合っているのに、道路運送法に基づく福祉有償運送については、市町村が主宰する運営協議会での協議が整うことが登録の条件となっていること。
6	福祉	社会福祉審議会民生委員審査専門分科会と民生委員推薦会の重複の廃止	民生委員法、社会福祉法	民生委員の選定に関して、中核市に社会福祉審議会の設置義務が移譲され、民生委員審査専門分科会が設置されている。同時に民生委員推薦会も設置が義務付けられ、業務として重複するため、見直しが必要と考える。

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

7.8	福祉	地域包括支援センターの職員配置基準の緩和等	介護保険法施行規則第140条の52 介護保険法第115条の38、115条の39	<p>○介護保険法施行規則第140条の52により、高齢者6,000人ごとに、保健師1人、社会福祉士1人、主任介護専門員1人をそれぞれ置くこととされている。当市の高齢者数は、8,000人であるが、規則により前出の3職種を高齢者数12,000人並の自治体と同程度配置しなければならない。小さな自治体においては、有資格者を揃えることは、人材難から極めて困難である。また、経験豊から人であれば必ずしも資格を持たなくても十分対応できるものとする。市町村の実情に合わせて柔軟に対応できるよう改正すべきである。</p> <p>○介護保険制度改正により、各市町村に対して、従来から地域で介護保険事業を担ってきた在宅介護支援センターから包括支援センターへの移行を求めるとともに、包括支援センターの設置基準、専門職の配置基準が示されています。市町村では、在宅介護支援センターの廃止は難しく、包括支援センターとの二本立てにならざるを得ないことや設置基準等による職員の増員が必要となり財政負担を生じています。</p>
11.12.13. 104.219	福祉・教育	幼保一元化	<p>児童福祉法、学校教育法 幼稚園設置基準 文部省令 幼稚園教育要領 文部省告示 児童福祉施設最低基準 厚生省令 保育所保育指針 児童家庭局長通知 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律 就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律の施行について(通知) 就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律の施行に際しての留意事項について</p>	<p>○事務執行にあたり、国の省庁をまたがる事務を簡素化しようとしても非常に困難である。 例:幼保一元化の施策を推進するにあたり、教育委員会の所管事項(幼稚園－文部科学省)と市長部局の所管事項(保育園－厚生労働省)が法律上分割されているため、事務処理が簡素化できない。</p> <p>○「認定こども園」を創設するための法律「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が、平成18年6月に制定されました。 事業を推進する場合、3歳児以上については幼稚園児と保育所児の合同保育が前提とされていますが、幼稚園と保育所では保育時間や保育料に違いがあり、また、会計処理についても、幼稚園は学校法人会計、保育所は社会福祉法人会計で処理しなければならないなど、事業を推進するうえで不合理な事態が生じている。</p>

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

			<p>○本市では、「子どもは皆同じである」という考えのもと、保育カリキュラムの統一や人事交流など、既存の法制度の範囲内で保育所と幼稚園の一体的な運用を進めてきた。しかしながら、根拠法令や所管省庁が異なるなど、既存の枠組みの中では必ずしも柔軟な対応ができない状況がある。</p> <p>先般、国において保育と教育を一体的に提供する「認定こども園」制度が法制度化されたところであるが、当該制度では従来の保育所及び幼稚園認可を前提とし、一定の条件を満たす施設について認定を行うこととしており、実質的には三元化とも取れるものである。</p> <p>就学前の児童に対して均一な保育・教育の提供を進めるするためには、法制度上、保育所と幼稚園の一元化が図られることが望ましい。</p> <p>(支障となる保育所(児童福祉法)と幼稚園(学校教育法)の相違点の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・児童の入園要件:保育所は保育に欠ける児童を対象・職員の資格、免許及び職員配置基準(クラス編成)・保育内容の基準や保育時間、保育の実施日:保育所は8時間を原則とし、長期休暇や土曜日も保育を実施することとされる(児童福祉施設最低基準・保育所保育指針)。幼稚園は4時間を標準とし、長期休暇、土曜日は閉園となる(幼稚園教育要領)。・施設設置基準(児童福祉施設最低基準、幼稚園設置基準)・私立に対する運営費補助の仕組(児童福祉法、私立学校振興助成法) <p>○平成18年度創設された「認定子ども園」は、法的位置づけを保持したままであり、将来像が明確でない。少子化対策の一層の推進を図るため、制度の一体性・整合性を求める。</p>
--	--	--	--

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

				<p>○就学前の児童の保育を行うために幼稚園や保育所を設置していますが、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省の所管であるため施設の共用化、保育料(授業料)、保育時間、保育内容等で、一元化や幼稚園と保育所の連携など地域の実態に合わせた効率的な施設管理、運営管理の支障となっています。</p> <p>幼稚園・保育所の共有化等については一定の指針が出され、制度的には、「認定子ども園」などの制度が制定されてきていますが、地方の特性や地域の実状にあった弾力的な運用を行うための決定権がなく、地方の特性にあった就学前教育を充実させるために地方に裁量権を委ねることは不可能でしょうか。</p> <p>【実例】⇒地域によっては、少子高齢と核家族化の進展に伴い保育所の待機児童が発生しています。一方では、地域的に幼稚園の定員割れが発生している状況があります。本市では、地域の実状と保護者のニーズにあわせた就学前の保育環境の構築に取り組んでいますが、指導者の資格要件や児童の保育要件、省庁により施設の設置基準の相違などの課題があり、地域の実状にあわせた弾力的な運営に支障をきたしています。</p> <p>【見直し方針】⇒幼稚園、保育所の施設管理、運用面において、特区の認定を受けるのではなく地域の実態にあわせた弾力的な運用が可能となるような制度の構築と管理運営の権限の移譲と各種基準の規制緩和が急務であります。また、施設の共用や人事交流等において効率的な運用を図るために各省庁の枠組み規制の緩和による弾力運用のための裁量権を市町村に委ねることは出来ないでしょうか。</p>
270	福祉	幼稚園・保育所クラス編成年齢基準の統一	<p>児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日 厚生省発児第59号の2 各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生事務次官通知）</p>	<p>幼稚園設置基準においては学校教育法と同様に「学級は、学年の初めの日の前日において(＝3月31日)同じ年齢にある幼児で編成する」こととなっている。一方、保育園の関係では、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日 厚生省発児第59号の2 厚生事務次官通知)によって、市町村が保育の実施を行った費用に係る国庫負担の支弁について、保育の実施が取られた日の属する月の初日における年齢を基準としているため、保育の開始日が誕生日の前になるものと後になるものでは取り扱いが異なることとなる。この厚生事務次官通知が直ちに保育所におけるいわゆるクラス編成上の取り扱いを指定したものではないが、小学校入学時期を考慮したクラス編成を行い、児童を保育しようとする場合には、支障となる。</p>

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

219.264	福祉	放課後子どもプラン推進事業の国における体制の一元化	放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 放課後児童健全育成事業等実施要綱	<p>○平成19年度から導入される「放課後子どもプラン推進事業」は、文科省、厚労省両省の事業で構成され、保護者負担金や運営経費に差異があり混乱が生じてきている。少子化対策の一層の推進を図るため、制度の一体性・整合性を求める。</p> <p>○就学児童の健全育成を目的とする事業について、文部科学省と厚生労働省とそれぞれが所管する事業があり、一本化の動きが見られるものの、補助事業そのものはそれぞれ別々となっており、補助金の使途等にまだまだ縦割り行政の影響がみられ弾力的な運用に支障がみられる。よって、事業を所管する部署を統一するようお願いする。また、補助金に限らず、さらに進めて中央のレベルで「子育て」事業を一つの部署で統一的に企画実施できるようにしていただきたい。</p>
10.83	福祉	保育所設備の最低基準の枠組化	児童福祉施設最低基準第32条第1項第1号及び第33条第1項 保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日 児発第86号 厚生省児童家庭局長通知) 構造改革特別区域における「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」について(平成16年3月29日 雇児発第0329002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 児童福祉施設最低基準第32条の2	<p>○「児童福祉施設最低基準」で保育所には調理室の設置義務の規定がある。構造改革特区において、給食の外部搬入方式が認められたにも関わらず、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有することが必要である。センター方式による外部搬入方式の導入等を検討するにあたっての阻害要因となっている。</p> <p>○離乳食やアレルギーをもっている子ども等への給食についてはきめの細かい対応が必要であるため、児童福祉施設の最低設置基準第32条及び第33条の規定により保育所には調理室及び調理員の設置が義務付けられている。平成10年4月1日から調理業務の委託が認められているが、この場合にも自園の施設で調理させなければならないとの厚生省児童家庭局長通知(10.2.18)が出されている。このため、保育行政の効率化等を図るため、外部施設(学校給食センター)で調理し、それぞれの保育所へ搬入する方法をとることができない。</p>

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

84	福祉	<p>障害者に対する割引・減免等の際の福祉事務所長の証明の廃止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(H15.11.6厚生労働省障害保健福祉部長通知) ・障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について(H9.3.27厚生労働省障害保健福祉部長通知) ・日本放送協会放送受信料免除基準の一部改正について(H45.4.18厚生労働省社会・児童家庭局長通知) 	<p>【有料道路通行料金の割引】 ○身体障害者手帳を有する者に係る減免は当該手帳の写し等を本人から求めれば足り、福祉事務所長の証明は不要と思われる。 ○平成15年12月1日の障害者割引制度の改正当時は、日本道路公団を始め全ての事業の実施主体が公団であった。しかし、平成17年10月、西日本高速道路株式会社を始め民営化され営利法人となった。中立公正の立場である地方公務員が執務専念義務の時間中に、障害者の社会参加の促進の便宜を図るためとはいえども、特定の営利法人が実施するサービスのために、無料で証明や更新事務を行う根拠はないと考える。更に、実施主体の制度不備から生じる当事者の苦情等も窓口で対応せざるを得ない事態は明らかに本来しなければならない専念義務の妨げとなる事態であり、早急に改められるべきと考える。</p> <p>【NHK受信料の減免】 身体障害者手帳を有する者に係る減免は当該手帳の写し等を本人から求めれば足り、福祉事務所長の証明は不要と思われる。</p> <p>【自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免】 障害者の介助等を目的に自動車を使用する場合には当該障害者と生計を一にする者又は常時介護する者が所有・運転する自動車の自動車税・自動車取得税についても減免の対象となる。その場合、障害者と減免対象車の所有者又は取得者の同居の有無については、公的証明(住民票など)、通勤・通学等の事実が通勤・通学先の証明を添付することにより、また、自動車使用の必要性については、減免申請時に直接口頭によりそれぞれ確認可能であるため、各課税主体において添付書面等の内容確認により減免手続きを行うこととし、福祉事務所長の生計同一に係る証明は不要と思われる。また、常時介護の証明の要件について、幼児と障害者の世帯の場合は健常者が世帯内にいるとみなされ減免の対象とされていない。これは、常識的に説明しがたいことであり、窓口でも市職員が対応に苦慮しているところである。したがって、常時介護の要件については、当該世帯の実態に応じて減免措置が受けられるような柔軟性が必要と思われる。</p>
----	----	-------------------------------------	--	--

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

14	福祉	障害者授産施設等の役務提供の随意契約の自由化	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において随意契約の方法により、契約を締結できる場合として、福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約はできるとされているが、役務の提供に関しては掲げられていない。</p> <p>障害者自立支援法の施行に伴い、授産施設等の利用者は工賃が低い上に授産施設利用に係る負担増を理由に利用控えも懸念され、工賃の増額に向けての対策と障害者の社会参加が強く求められている。</p> <p>については、福祉関係施設において随意契約の方法による役務の提供に関しても締結ができる法整備をするべきと考える。</p>
15	福祉	施設入居重度心身障害者に対する医療費助成の償還払い・現物給付の許容	障害者自立支援法	<p>【施設入居重度心身障害者に対する償還払い・現物給付を許容すべき】</p> <p>従来、重度心身障害者に対する医療費助成は、「公費負担」として高額療養費を含め償還払いや現物給付していたが、自立支援法の創設及び改正により、施設入居重度心身障害者は「公費負担」が全廃され、一律に還付請求での取り扱いとなり、請求手続きが必要となった。重度障害者本人が請求手続きを行うことは非現実的であるため、遠隔地に居住している入居者の家族に以下のような多大の負担が発生している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①助成手続きが医療受診月は毎回生じる。 ②医療機関(施設所在地)からの領収書等を家族が受領後、本人住所地(居住地特例のため「家族の住所地」)で申請することとなり、家族が高齢の場合は特に申請に困難性が増すこととなる。 ③申請がないと還付されず市民の不利益となる。

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

16	福祉	障害者自立支援法に基づく「地域生活移行数値目標」の設定義務の廃止	障害者自立支援法	<p>障害者自立支援法は、平成17年に「障害者及び障害児がその能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行うことを目的」として制定された。同法は、厚生省が定めた基本指針に即し、かつサービスの種類ごとの必要量の見込み等の数値目標を盛り込んだ障害福祉計画の策定を都道府県と市町村に義務づけている。</p> <p>同法に基づき、平成18年に厚生労働省が策定した基本指針では、福祉施設に現在入所する者のうち1割を地域生活に移行させるものとし、かつ平成23年時点の入所者数を現状より7%減少させることとしている。</p> <p>施設への長期入所については様々な論議もあり、家庭・地域社会での生活に円滑に移行できるような環境づくり、条件整備が必要なことに異論はない。しかし、核家族化と高齢化が進む中で、障害者を取巻く家庭、地域環境は厳しいものがあり、施設入所者の数値削減目標を一律に地方に課すことが妥当な状況とは考えられない。</p> <p>障害者自立支援法は、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現する」という目標を掲げている。その目標実現に向けて、まずは地方への数値削減目標の義務づけを廃止し、国と地方が、障害者福祉の推進に、より前向きに連携しあえる体制づくりを進めるべきである。</p>
18	福祉	国民健康保険税の法定減額の職権減額範囲の拡大	地方税法、地方税法施行令	<p>国民健康保険税の2割軽減に係る申請手続きについて 所得が一定基準以下の低所得者に対しては、法令及び条例に基づき、応益割額について軽減措置をとっている。</p> <p>2割軽減の場合は、7割及び5割軽減の場合と異なり、職権では適用できず、納税者の申請が必要である。</p> <p>2割軽減該当世帯からの申請は、約70%に止まっており、申請に係る手続きは、保険者被保険者双方にとって非効率である。</p>

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

20	福祉	国民健康保険の他健康保険との一本化	国民健康保険法	<p>市町村は、国民健康保険法第3条の規定により、国民健康保険の保険者となることが義務付けられている。</p> <p>国民健康保険は、社会保障制度の中核を担う保険医療制度で、その給付については全国一律のものとなっている。一方、その財源については、国県の負担金と加入者の保険料で賄うものとされているが、国の調整交付金については保険者である市町村の財政力によって調整されており、本市のような不交付団体にとっては、一般会計から繰り入れを行わなければならない状況となっている。さらに、国保加入者の状況は、加入者の約半数が無職、約25%が無所得となっており、一部の加入者に過重な負担を求める結果となり、様々な収納対策を実施しても10%程度の保険料が未納となるなど、財政状況は大変厳しい状況となっている。今後についても、高齢化の進展に伴い一層の財政負担が懸念されることから、国の負担率の大幅引き上げが行われない限り、他の保険制度と一元化するか、国が保険者となるべきである。本市の一般会計からの繰入額は約36億円にものぼり、また、滞納額も約36億円となるなど、市財政への影響も大きくなっており制度の限界を感じる。</p>
17	福祉	国保における健診・保健指導に係る財政措置・人材確保支援が不十分	医療制度改革関連法	<p>義務付けの前提として財政上の措置、体制の整備及び確立に資するための支援が必要であるが「医療制度改革関連法」において、平成20年度から市町村国民健康保険に対して義務づけられる特定健康診査、特定保健指導に係る人件費、電算システム経費等についての財政措置、保健師等の人材確保のための支援策が十分でないと感じる。</p>

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

82.260.26 1	福祉	地域支援事業の実施内容の義務付け等の廃止	介護保険法第115条の38 地域支援事業実施要綱	<p>○介護保険地域支援事業における介護予防事業を運営する上で、事業内容に対する制限や対象者、特に特定高齢者の決定権において自治体の裁量権が小さいため、地域の実情・実態に即した効率的・効果的な運営ができない。</p> <p>○介護保険制度の改正により、新たに地域支援事業が創設され、介護予防事業として特定高齢者施策及び一般高齢者施策が導入されたところである。 しかしながら、特定高齢者の把握にあたっては、国が詳細な把握のプロセスを決定しており、実際に対象者の把握を行う市町村では、対象者の把握が極めて困難なことから、介護予防事業の実施が十分にできない状況となっている。</p> <p>地域支援事業の財源は、保険給付費の3%と上限を定めているので、特定高齢者の把握及び介護予防事業の実施については、この限度額の範囲のなかで市町村の判断に任せて自由な事業展開ができるよう改正すべきである。その結果、地域の特性に合った事業展開が可能となり、介護予防事業の量及び質が飛躍的に向上されるものと考え。</p> <p>○介護保険制度において、地域支援事業の財政規模につきましては介護給付費の3%以内とされていますが、市町村が地域支援事業を積極的かつ柔軟に取り組めるように制限枠を撤廃し、必要な財政支援が必要と考えます。</p>
153	福祉	地域包括支援センター職員配置基準の枠組化	介護保健法施行規則第140条の52第1項第2号 厚生労働省「地域包括支援センターの手引き」	<p>介護保健法施行規則第140条の52第1項第2号は「専らその職務に従事する」保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の配置が義務づけられている一方で、厚生労働省による「地域包括支援センターの手引き」では、他業務との兼務を認めないとの基準も示されている。 しかし、地域包括支援センターの責任主体は市であり、職員の兼務の可否判断は市に委ねるべきである。</p>
85	福祉	後期高齢者医療の実施義務付け	高齢者の医療の確保に関する法律 第48条	<p>後期高齢者医療制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治法上任意で設立される広域連合が法律で強制されている矛盾 ・広域連合の事務とした場合、本来その事務は、市町村が行わないはずだが、自治体側に財政負担・事務負担が発生

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

87	環境	環境衛生指導員の資格要件の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第16条	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業者や処理業者に対する立入検査について、立入検査や廃棄物の処理に関する指導の職務を行わせるため都道府県知事等はその職員のうちから環境衛生指導員を命ずるものとしている。そして、環境衛生指導員の資格要件(学歴あるいは実務経験)を同法施行規則で決めている。</p> <p>しかし、人事異動等で資格要件該当者が存在しないケースも存在する、あるいは、補職名として環境衛生指導員を置いていない自治体も存在することから、この資格要件を緩和すべきである。</p>
33	まちづくり	下水道施設における計画区域外の汚水処理の可能化	下水道法	<p>し尿処理場においては、公共下水道の普及により処理量が大幅に減少していること、浄化槽の普及により汲み取りし尿よりも浄化槽汚泥量が増加していることから、現施設では適正な処理が困難な施設が多くなっている。反面、地方市においては、少子化・過疎化による予想以上の人口減少、産業の衰退などによる交流人口の大幅な減少により、下水道処理場の処理能力に余剰が生じている施設もある。下水道処理場において、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理も一括行なうことで、施設整備経費及び運営処理経費を安価にすることができ、効率的な処理及び施設運営が可能になる。しかし、下水道法により、下水道処理施設において処理できるのは、下水道処理計画区域内から排出されるものに限られている。地域の実態により、汚水処理が適正・効率的に実施できるように、法制度改正を望む。</p>
34	まちづくり	公営住宅の入居資格要件の枠組化	公営住宅法第6条	<p>少子高齢化の進展等を踏まえ、真に住宅に困窮する低額所得者に対し公営住宅を的確に供給するためとして、公営住宅法施行令の一部改正により、単身入居の資格を有する者の年齢を「50歳以上」から「60歳以上」に引き上げた。</p> <p>本市においては、未婚者や中高年の離婚・死別、又は子供との世帯分離等が増加する中で、中高年の単身者は今後も増える傾向にあり、低廉な家賃の公営住宅への単身入居希望者が後を絶たない。</p> <p>公営住宅の入居資格要件等については、このような自治体の地域性や実情を考慮していただき、各自自治体の裁量によるものとして取り扱うことはできないか。</p>

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

35	まちづくり	PFI事業の手続きの簡素化	PFI法第5条及び第6条等	<p>PFIの導入においては、従来の公共施設整備手法と異なり、事業に係るリスクを民間に分散させることから、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」によって導入検討から契約、事業実施までの間に複雑かつ厳格な手続きが要求されており、多くの時間や費用が必要となる。</p> <p>また、事業の実現性等を総合的に調査する導入可能性調査や特定事業の選定、契約、モニタリングにおける外部アドバイザー費用など独特の費用が発生するとともに、事業提案を行う民間事業者を含め、手続きが複雑なことによる人的・財政的負担が大きい。</p> <p>このため、比較的小規模な事業では事業実施に付随して発生する外部アドバイザー費用等を差し引いても、コスト面での十分な効果を得るだけの費用対効果が見込めない場合もあり、民間事業者の参加意欲の低下によって制度が活用されにくい状況となっている。</p> <p>したがって、これらを踏まえ、小規模な事業においても制度が活用されやすよう簡略な手続きと制度改正が必要と考える。</p>
89	まちづくり	都市計画法の開発許可不要の規定の条例への委任等	都市計画法第29条	<p>都市計画法第29条第3項における政令で、特別積み合せ貨物運送事業、いわゆる宅配便業者が都市計画区域内における開発行為が許可不要と規定されている。</p> <p>そのため、市のまちづくりの考え方にそぐわない、農地保全地域や、生活道路、通学道路に囲まれた地域への営業所設置といった事例が散見される。</p> <p>国が一律に基準を作成するのではなく、地域が地域の実情に応じて基準を作るべきものとする。</p>
223	まちづくり	物流総合効率化法による開発認定権限の移譲等	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条・同16条	<p>物流総合効率化法は、市街化調整区域においても「主務大臣の認定」を受けた物流施設の建設を容認している。これにより本来、開発を抑制すべき市街化調整区域における開発抑止、計画的整備開発への誘導策が効果を失い、なし崩し的な乱開発を誘発するおそれがある。</p> <p>現状では、運用において知事から市長への意見照会がなされているが、市長の同意が知事による「適切な配慮」の要件であることを明文上規定する必要がある。</p> <p>また、本法の認定権限者を「主務大臣」ではなく、区域区分の決定権限を持つ「都道府県知事」に一本化すべきである。</p>
164	まちづくり	市街化調整区域での開発許可条件の緩和	農地法第3・4・5条、都市計画法第29条	<p>開発許可については、市町村にほとんどの権限が移譲され、市町村が行っております。</p> <p>しかしながら、市街化調整区域の農地については、特に農地法の制限があり、開発に苦慮しているのが現状であります。</p> <p>ぜひ、自分たちのまちづくりは自分たちができるように、制限を緩和していただきたい。</p>

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

38.141	まちづくり	農業振興地域除外手続きの簡素化・迅速化	農業振興地域の整備に関する法律	<p>○産業振興を目指す自治体にとって、新規の企業誘致は大きな課題である。そして、企業からの土地要望は、広大な面積を求めるものが多いが、広大な面積となると、どうしても農業振興地域に場所を求めざるを得ない現状がある。しかし、農業振興地域においては、その解除が必要であり、企業からの要望に迅速に対応できず、結果的に企業の進出が損なわれてしまう。</p> <p>○農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」）に係る事務事業のうち農振除外が必要な農地転用許可について、下記の点について緩和願いたい。</p> <p>要望事項：公告事務の緩和 計画変更の案件が、県の同意を得て11条公告から12条公告（完了）を終えるまで約2ヶ月を要するが、この間、次の案件が進んでも公告手続きがとれない（2ヶ月ごとの処理）ため、連続して公告できるように緩和を検討いただきたい。</p>
--------	-------	---------------------	-----------------	---

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

39	まちづくり	担い手への集積に伴う離農跡地の開田規制の緩和	<p>S44.210「新規開田の抑制について」 S45.2.19「新規開田の抑制について」 S51.1.9「開田抑制措置について」 S51.5.10「開田抑制措置の周知徹底について」の各通達</p>	<p>国の農業施策である「品目横断的経営安定対策」は、その事業目的・手段等から結果として、農地の集積及び農業者の規模拡大を促進することとなるが、このことは、一方で多くの離農者及び離農跡地を生み出す可能性を有している。</p> <p>実際に離農が生じた場合、一般的には、周囲の担い手が当該跡地を引き受けることとなることが多い。</p> <p>本来、規模拡大の効率性を追及する観点からは、跡地に残る古い住宅等を撤去し、周囲の畑や温床畑とともに田に転換（整形されたほ場の整備）することが必要であり、求められるところであるが、現状においては、これら跡地における開田整備については、農林水産省の通達により新規開田の規制対象となっている。</p> <p>また、開田整備に併せて、担い手所有の納屋の拡張や温床畑の拡大等を行うことが経営効率を高めることになるものであるが、前段の開田整備が行えないため実際にはメリットが生じず、規模拡大の意義さえ薄らいでいる。現下の厳しい農業情勢等に鑑みた場合、事業効率の向上やコスト削減等の追求は当然であり、農地の集積及び規模拡大等にあつて、離農跡地の適正整理は必須かつ不可欠と考えられる。</p> <p>これらのことから、担い手の離農跡地整理に係る新規開田は、これを規制から除外すべきと考える。</p> <p>（現在、規制の対象となっている開田は、国の施策に付随し生ずるものであることから一般的規制要件とは一線を画すべきと考える、また、面積増については、温床畑の拡大や倉庫の拡張等による転用面積で相殺され、無制限に増加することはない。）</p>
----	-------	------------------------	--	--

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

36.37.95	まちづくり	市町村運営有償運送等の弾力的運用等	市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日国土交通省自動車交通局長第141号通達）	<p>○市町村が有償にて運営するバスは、道路運送法の第80条のただし書きにより、国土交通省の許可を受け運行していたが、運行管理・安全管理の規程はなく、各市町村独自の運行管理・安全管理を行っていた。平成18年10月に道路運送法が改正になり、この市町村運営バスが、道路運送法第78条の2号に位置づけられ、規則や通知により運行管理・安全管理が明確に定められた。特に道路運送法施行規則第51条の17で規定する運行管理については、平成18年9月15日付国自旅第141号自動車交通局長名による「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針」で運行管理責任者の常駐が義務付けとなった。ただし、特定非営利活動法人等が行う道路運送法施行規則第49条第2号及び第3号に規定する「過疎地有償運送」及び「福祉有償運送」は、その適用が弾力的に運用されている。〇〇市は、合併により都市部から過疎地までを包含した地域となり、過疎地で運行している市町村運営バスについても、処理方針に規定する運行管理体制の確保のためには運行管理責任者の常駐が必要となる。しかし、過疎地での市町村運営バスの受託者は都市部に存在し、運転者を派遣している状況にあり、運行の拠点となる過疎地に運行管理責任者の常駐を義務化することは、運行実態及び費用対効果の面から過疎地での公共交通の確保の支障となっている。このようなことから、過疎地で運行する市町村運営バスについては、地域の特殊性、地域交通の確保及び運行実態から、処理方針に規定する運行管理体制の確保について、「過疎地有償運送」及び「福祉有償運送」と同様の弾力的な運用が必要となる。</p> <p>○市の領域における人々の移動に関し、交通過疎地の有無について国、県が判断するものではなく、市が交通計画に基づき全ての人々の移動手段を計画的に確保するものであるため、市が地域の事業者を含めた協議会の中で判断できるようにすること。</p> <p>○従来の例外許可に比べ柔軟性がなくなり、委託先の幅が狭くなったため、住民と自治体が地域交通を支えあうについて支障が生じている。また、地域公共交通会議という形で、見た目は手続き上の判断が委ねられたが、ここで運輸当局がダメといえれば否決になるなど、手続きが簡素化されていない。さらに、運行管理についても規制強化されたため、事務とコストの増につながる。市町村界や県境を越える路線もあり、地域公共交通会議を県で一本化することで調整を円滑化することも必要。</p>
----------	-------	-------------------	---	---

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

41.42.101	教育	教育委員会の必置規制の廃止	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条 地方自治法第180条の5	<p>○近年、教育委員会については、合議制による責任の曖昧さや教育現場において実情に即した迅速かつ柔軟な取組み等について多くの指摘や議論がなされている。従って、多くの課題を抱えて教育行政をすすめる中で、教育委員会のあり方、教育委員会と首長との責任分担等について市町村の自主性を尊重し、地域にあった教育行政が推進されるよう法整備を図るべきと考える。</p> <p>○教育委員会単独では解決できない問題が増加するなか、真に住民の代表たる市長が教育行政を市行政の総合戦略の一環としてとらえあらゆる組織や人材を総動員して諸問題の解決に立ち向かうことが求められているが、現状では教育委員会の設置が義務付けられており、市長が責任を持ってリーダーシップを発揮することができなくなっている。</p> <p>○地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体は教育委員会を設置しなければならないとなっているが、教育委員会の設置のあり方については、国の示す方針に従う縦割りの集中的関与型となっており、教育委員会は合議制のため、責任の所在や迅速な意思決定が出来ないなどの問題もあることから、教育委員会の設置については地方公共団体の選択とする。</p>
44	教育	教育委員会の組織に関する規制の枠組化	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第3条	教育委員会の組織については法に定められ、全国一律のものとなっている。しかし自治体間で様々な状況がある中、それぞれの状況をふまえた組織となるよう、委員の数や任期等について、各自治体が選択できるよう弾力化すべきである。
43	教育	教育委員会所管業務に対する市長部局による執行に係る規制の緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条、第24条 社会教育法 第3条、第5条、第7条、第8条 図書館法 第13条、第15条 スポーツ振興法 第19条	<p>現在、公民館・図書館等における社会教育にかかる業務については、関係法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等）の規定により、市町村教育委員会の業務として位置付けられ、市長部局では必要な資料の提供その他の協力のみにとどめられている。</p> <p>しかし、読書活動の推進などを通じた子育て支援策の展開、地域活動などの拠点として公民館に求められる役割の増加、三世代交流としての社会教育の充実やスポーツを通じた健康対策など、生まれてから死ぬまでの間の生涯的な市民の行政ニーズに対して一般行政の施策と絡めて行うことが重要であり、必ずしも教育委員会の所管のみにとどまらないケースが生じている。</p> <p>このことから、市長部局に組織を設置し業務をすることを進めているが、執行にあたって上記の法的規制により両者の規制をクリアしなければならないなど、事務執行上支障が出るのが懸念されている。</p> <p>このことから、関係法令による規制を緩和し、市長の裁量により適用できる範囲の拡大を求めるものである。</p>

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

45	教育	発達障害者支援法に基づく義務教育教員配置の適正な実施	発達障害者支援法、義務教育費国庫負担法等	<p>国は、平成16年に発達障害者支援法を制定し、発達障害者(児)に対する発達支援が国及び地方公共団体の責務とされています。</p> <p>しかし、義務教育現場では、国による特段の教員配置等がないため、支援の必要性や緊急性に応じられない状況です。</p> <p>そこで、本市では、市単独事業として、嘱託教員を雇用し、学校現場へ配置し、当該児童生徒の支援に当たるとともに、保護者の安心の確保や関係教員のサポート体制を構築しています。</p> <p>学校教育における発達障害者への支援を適正に確保するためには、国の責務として、適正な教員配置制度の確立が必要です。</p>
49	災害 その他	市長が行なう公営企業管理者の権限の副市長への委任	地方公営企業法第7条及び地方自治法第152条	<p>現在、地方公共団体においては、その規模、その所管する行政分野や事務・事業は大幅に拡大しており、また、地方分権改革により地方公共団体の役割と責任が広がっていることから、組織運営面における自主性・自立性の一層の拡大を図りながら、そのマネジメント機能の強化を図ることが必要となっている。</p> <p>また、第28次地方制度調査会答申において、地方公共団体が自らの判断で適切なトップマネジメント体制を構築できるよう、収入役を廃止し、現行の助役制度を見直すことが適当とされたことを受け、法制度化を図っているところである。</p> <p>しかしながら、市長が行なう管理者の権限を副市長へ委任することについては、地方公営企業法や地方自治法によって、委任できないといった状況がある。</p> <p>そこで、地方公共団体の組織運営面における一層の自主性・自立性に向けて、制度改正への一層の取組が必要と思われる。</p>
174	災害 その他	小規模自治体及び一部事務区組合の会計管理者と一般部局の長等の兼職の合法化	地方自治法第168条	<p>一部事務組合においても、市町村と同様に補助機関である職員のうちから、管理者が専任の会計管理者を命じることが法の趣旨に沿った対応である。</p> <p>しかし、財政規模からして、その業務量は極端に少なく断続的なものであり、専任の会計管理者を置くことは合理的でない。</p> <p>構成市町村の関係管理者をもって充てることは法的には可能であるが、会計管理者が一般職から任命されることを考えると、他の特別地方公共団体の事務を任命権者が兼ねて命じることが不自然である。</p> <p>一部事務組合での会計事務は市町村の会計事務と異なり限定的な事務であり、管理者から独立しなければ会計事務の適正な執行が確保できないものではないと考える。</p> <p>以上のことから、一般部局の一般職(局長、次長等)が兼職するのが合理的と考える。</p>

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

50	災害 その他	定年による退職特例(定年延長)に係る基準の緩和	地方公務員法第28条の3	退職特例の基準は、地公法により「職務の特殊性」及び「職務の遂行上の特別の事情」から「公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある」場合と厳格に規定されている。本市では、今後の大量退職を間近に控え、部・課長の人材育成が間に合わない状況にある。このため、行政力の維持を目的として、外部から人材を登用するほか、優秀な部・課長については退職特例の適用を検討している。全般的な行政力維持を目的とした退職特例の適用、あるいは現行法上認められていない定年延長職員の転任を含め、退職特例基準の緩和が必要である。
51	災害 その他	公益法人等への職員の派遣要件の緩和	地方自治法第244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止) 〇〇市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例 〇〇市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項	当市では、公の施設に指定管理者制度を積極的に導入しているが、指定管理の対象となる施設には科学館、図書館等、運営にあたり専門的知識を要するものもあり、これまで蓄積した知識や資格を保有する職員を派遣することにより、行政サービスの向上やコスト削減につながることも考えられる。 職員を公益法人等の外部団体に派遣する場合は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき実施することができるが、派遣先団体はこの法律に定められた要件を満たす団体に限定されている。このため、公の施設の指定管理者への派遣はほとんど認められない状況である。
52	災害 その他	固定資産評価員の必置規制の廃止	地方税法第404条	固定資産評価員の必置規制の見直しを要望する。 固定資産の評価に際しては、市町村に「固定資産評価員」を設置することが地方税法に定められているが、設置目的どおりに制度が機能しているとは考えがたい。実際の事務は市町村職員が行っているのが現状であり、また、土地に関しては標準地の価格決定に不動産鑑定士による第三者評価の手法がとられている現状を鑑み、固定資産評価員を設置する必要性が薄れてきている。事務の簡素化のためにも、地方税法の見直しを望む。
53	災害 その他	地方債の借入期限の緩和	財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則 第28条	地方自治法上は事業における明許繰越後の事故繰越が認められており、その財源措置として、補助金は翌々年度末まで繰り越しできるとなっている。 しかし、地方債においては、政府資金が充てられている場合、許可年度の翌年度末までの借入れしか認められていない。そのため、事故繰越した事業には財源が伴わないこととなり、財政運営に支障をきたす。

1. 義務付け・枠付け（自治事務）

54.112.32 3.324	災害 その他	地方債の借換え要件の緩和等	<p>公営企業借換え債の取扱について（総務省通達）、財政融資資金・簡保資金の補償金なし繰上げ償還について</p> <p>平成19年度予算編成上留意すべき事柄について（平成19年1月22日付け総務省自治財政局財政課長通知）</p>	<p>○下水道事業債の利率については、高い利率の時期に借り入れた資金残高から生じる利子負担が下水道事業経営を大きく圧迫しています。また、現在認められている地方債の借換え要件が「資本費負担が著しく高い一定の公営企業」となっており、非常に厳しいため、公債費負担が地方財政を圧迫しています。借り換え制度の緩和は少しは図られていますが、より一層の対象要件の緩和と資金枠の拡大が必要と考えます。</p> <p>○現行の地方債の借換え要件については、「資本費負担が著しく高い一定の公営企業」、「合併新法に基づく更なる市町村合併」、「行政改革推進法に基づく地方財政の健全化、徹底した総人件費の削減を盛り込んだ財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し行政改革・経営改革を行う地方公共団体、地方公営企業」などの条件設定がなされていますが、市町村合併の出来ていない市町村では行政改革・経営改革に努めているものの厳しい財政運営を強いられている現状の中で、公債費の増加につながっています。高金利時代の地方債の借換え要件のより一層の規制緩和が出来ないでしょうか。</p> <p>【見直し方針】⇒高金利時代の公債費の負担は大きく、公債費の負担の軽減を図るため、地方債の借換え要件の緩和が出来ないでしょうか。</p> <p>○地方債のうち政府資金等については、市場原理に基づいた繰上げ償還が実質的には認められておらず、この低金利の時代においても未だに過去の高金利による利子の償還を余儀なくされている。地方の財政負担を少しでも軽減していくためには、繰上げ償還に関するルールの見直しが必要である。</p> <p>○平成19年度から平成21年度までの間において、普通会計債及び公営企業債の5%以上の金利の地方債を対象として、金利段階に応じ、市町村合併や財政力、公債費等の状況に基づいて段階的に対象団体を設定し、政府資金の繰上償還措置を行うこととしているが、健全な財政運営を図る観点から、財政力指数1.0未満の普通地方公共団体に限定することに合理的根拠がないので、撤廃すべきである。</p>
113	災害 その他	債務保証範囲の拡大	地方自治法及び地方財政法	<p>新たな地方分権社会の到来を迎え、住民との協働のまちづくりの必要性が高まる中、これまでのように、住民の意見を施策に反映したり、住民に直接、行政活動に参加してもらおうといった「協働」に止まらず、財政面での住民参加、地域企業の参加により、「真の協働」が必要になってくるものと考ええる。</p> <p>したがって、これまでのような寄附や住民参加型地方債の発行に加えて、自治体の施策に対する住民や地域企業の投資が促されるよう、地方自治法や地方財政法などの改正により、土地開発公社に対してのみ認められている債務保証の範囲を拡大するなど、国の関与を縮小し、地方の自由度を高めていくべきと考ええる。</p>

2. 関与（自治事務）

先行調査事例番号	分野	名称	根拠法令名・条項番号等	廃止すべき理由
9	福祉	保育所入所に係る年齢の取扱い基準の廃止	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日厚生事務次官通知）	保育所の入所年齢は厚生事務次官通知で「保育の実施がとられた日の属する月の初日の満年齢」とされている。」満年齢とは、誕生日の前日をもって満年齢に達したとされる。このことにより、年度初めで見れば、4月2日生まれの子は、保育所では4月1日の満年齢が判断され、小学校や幼稚園の基準日〔学年の初めの日の前日＝3月31日の満年齢〕に比べ1学年上に位置づけられる差を生ずる。また、途中入所の取扱いでも同様の課題を生じている。（入所年齢の取扱いを市町村の判断に委ね、その実態にあった交付税算入、運営費負担金とすべきではないか。）
118	福祉・教育	認定こども園（幼保連携型）の認定事務の一本化	〇〇県認定こども園の認定に関する条例 〇〇県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等施行細則	既存の保育所施設内に幼稚園を移転し、認可を受け、幼保連携型の認定こども園の認定を受けようとする場合、幼稚園及び保育所それぞれについて異なる手続きを踏む必要があり、事務処理手続きの一本化を図ることができないか。 【事例】次の2点の手続きを県の子ども家庭課と県教委に行っている。 ・保育所の面積の一部の財産処分の承認申請 ・公立幼稚園を設置しようとする場合の県教育委員会の設置認可申請 【見直し方針】→既存施設を使った認定こども園（幼保連携型）の幼稚園認可については、面積基準等の緩和を図られたい。
59	福祉	特定児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び保育所）の設置認可等に関する都道府県許可の廃止	児童福祉法第35条第4項、第7項、第46条、第58条、第59条、同法施行令第18条の3、地方自治法施行令第174条の26、第174条の49の2	児童福祉法の規定による母子生活支援や児童保育等の責務は、市町村にあります。特定児童福祉施設の設置については、都道府県の許可が必要となっています。そこで、改善されることにより、責任の所在が明確になり、より適切な児童福祉行政の展開を図ることが可能となります。また、事務処理の迅速化が図られ、市民サービスの向上となるものです。
58	福祉	認知症対応型共同生活介護の整備における都道府県によるユニット数の制限の廃止	介護保険法第78条の2及び3 指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号他）	【認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）の整備におけるユニット数の制限について】 認知症対応型グループホームについては、介護保険制度改正により、市町村が指定権限を有する地域密着型サービスに位置付けられたところである。 しかしながら、〇〇県においては、グループホームの整備にあたり、ユニット数を制限し、同一法人が同一敷地内に整備する場合であっても1ユニット（定員9名）の整備しか認めていない。指定権限が市町村に移譲されたのであるからユニット数についても市町村の判断に任せるべきであると考え。

2. 関与（自治事務）

61	福祉	国民健康保険における一部負担引下げ等における知事協議の廃止	国民健康保険法第12条、国民健康保険法施行令第6条	国民健康保険の一部負担の引き下げ等に関する知事との協議（県との関係） ・国民健康保険法では、次の項目を条例に規定する場合、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないとされている。条例の制定は市町村自身の責任と方針に任されるものであり、市町村がそれぞれの特殊性を考慮して事業運営にあたるべきである。 【協議事項】 ①一部負担金割合を引き下げること。 ②保険料の料率を定めること。 ③出産育児一時金等その他の保険給付の種類及び内容を定めること。
274.276.2 77.278.27 9.280.281 .332.333	福祉	国民健康保険における療養給付費等負担金、財政調整交付金の減額の廃止	国民健康保険法第70条・同条第2項・第71条 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金の算定等に関する政令第2条第3項 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第4条第2号・第5条の2第2号 調算定省令第7条第3項 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令 「平成18年度特別調整交付金（その他特別の事情がある場合）の交付基準について」（平成18年6月14日厚生労働省保険局国民健康保険課長通知） 「都道府県調整交付金配分ガイドラインについて」（平成17年6月17日厚生労働省保険局長通知） 「平成18年度国民健康保険事業運営評価表」（平成18年6月14日厚生労働省保険局国民健康保険課長補佐通知）	○療養給付費負担金については、地方単独事業により一部負担金の現物給付化を行った場合、保険給付費分をカットして算定されており、国保財政の健全な運営、財政基盤の支障になっている。各保険者における国保財政の健全な運営、財政基盤の確保については、国保が国民皆保険制度を維持していくうえでセーフティネットとして位置づけられる点からも、国による最低限の財源保障が大前提であり、各地方自治体の社会福祉施策による医療費波及増分についてカットすべきでないとする。 ○保険者が負担する療養給付費等負担金は、保険者が賦課する国保税、国庫負担金及び県補助金等で運営します。国は保険者が負担する療養給付費等負担金の34%を負担することになっていますが、県・市町村が被保険者の一部負担金を現物給付で助成した場合は、ペナルティとして国庫負担金の減額措置をとります。ただし現物給付の対象者が被保険者の1%超えない場合は、ペナルティの減額措置はありません。〇〇市の場合は、平成17年度まで現物給付の対象者が1%以下であったため、ペナルティがありませんでしたが、平成18年度から3歳未満こども医療費助成の現物給付開始により、対象者が2.99%となり国庫負担金の減額対象となりました。現物給付している地方単独事業は、自立支援医療（更生医療）・育成医療・特定疾患・小児慢性・3歳未満のこども医療費助成です。このペナルティによる平成18年度の国庫負担金の減額は、10,005,815円と見込んでおり、減額分は市が財政負担することになります。 ○急激に少子化が進行する中、本市では国に先駆けて独自に保護者の経済的な負担軽減と安心して子育てが行える環境作りを目指して、就学前児童（19年度10月より義務教育期間まで拡大）の医療費無料化を実施しているが、実施に伴い国の負担金（療養給付費等負担金）及び財政調整交付金が削減され、国保運営に支障を来している。

2. 関与（自治事務）

			<p>「平成18年度支援交付金（健康増進等に対する取組）の評価基準について」（平成18年6月〇日〇〇県福祉保健部長通知）</p>	<p>○国民健康保険制度における国庫補助負担金の減額措置について、実情を考慮した運用を願う。本市では乳幼児やひとり親家族、一人暮らし老人、心身障害者について、医療費の一部負担を軽減する措置を独自で実施しているが、これは該当となる市民の生活の実態から、市の厳しい財政状況を考えても実施の必要があると判断しているものである。このように市町村が独自に懸命な努力を行い事業を実施しているものであり、当該事業を理由とする国庫補助負担金の減額は見直してもらいたい。</p> <p>○調整交付金は、国民健康保険法第71条に基づき確保すべき収入を確保しなかった場合には交付金が減額される仕組みとなっております。収入率向上策については、各自治体で鋭意努力しておるところでありますので、収納割合に伴う減額を廃止していただきたい。</p> <p>○国民健康保険における乳幼児医療費、ひとり親医療費、重度心身障害者医療費の一部負担金の軽減、窓口無料化実施市町村に対する国庫負担金等の減額</p> <ol style="list-style-type: none">1 国民健康保険療養給付費国庫負担金の減額2 国民健康保険調整交付金の減額 <p>○国民健康保険都道府県調整交付金(2号交付金)</p> <p>すべての市町村にとって、国保事業は、死活的な大問題であり、その運営に全力を挙げているところである。しかるに厚生労働省は、国保税額に大きな影響を与えるほどの多額の本件調整交付金を県に与え、〇〇県は、各市町村の国保関係以外も含むあらゆる健康施策について点数表を設けて、交付額をコントロールしている。現在あらゆる市町村が財政難にあえいでいるとき、各市町村に健康施策についてのみ予算投入競争を行わせることになっており、財政圧迫の要因となっている。よって本件調整交付金はただちに廃止して、各市町村に平等に分配するか、特に国保税率の高い市町村に沢山交付することとすべきである。</p>
--	--	--	--	---

2. 関与（自治事務）

				<p>○国民健康保険特別調整交付金（経営姿勢良好分） すべての市町村にとって、国保事業は、死活的な大問題であり、その運営に全力を挙げているところである。しかるに厚生労働省は、国保税額に大きな影響を与えるほどの多額の本件特別調整交付金をきわめて不合理な点数表を設けて、〇〇県でいえば35市町村中13市町村には交付していない。この点数表によれば、たとえば、①努力して単年度で黒字になっている市町村でも、以前の赤字で基金がなくなり、繰上充用を行っている市町村には、－20点というひどい点数が与えられ、基金が残っている市町村には、＋20点が与えられる。②収納率については、一般被保険者人口が10万人以上の市は、92%以上であれば、＋20点が与えられるのに、〇〇市のように10万人未満の市町村は、98%以上でないと、少しでも前年度より下がると－10点というひどい点が与えられる。よって、本件特別調整交付金はただちに廃止して、各市町村に平等に分配するか、特に国保税率の高い市町村に沢山交付することとすべきである。</p> <p>○国民健康保険特別調整交付金（その他特別な事情がある場合） 特別調整交付金（その他特別な事情がある場合）については、対象となるメニューを厚生労働省国民健康保険課長が毎年定め、保険者に課長通知という形で実施している。保険者への交付は、県がヒアリングを行い、県の独自の基準（どの保険者を交付対象とするかの基準の内容は示されていない）により行われており、県の関与が強い。このため、保険者が対象メニューを実施しても不交付となってしまうケースもあり、健全な国保事業の運営に財政的に影響を及ぼしている。本市の最近の例では、平成14年度が不交付とされている。なお、交付額も年々削減されており、平成13年度約2億円から平成17年度約1億7000万円に削減されている。</p>
62	福祉	市立病院設置に係る知事の関与の廃止	医療法第7条の2	医療圏における基準病床数

2. 関与（自治事務）

121	産業	農業経営基盤の強化の促進に関する法律基本構想に対する知事協議・同意の廃止	農業経営基盤強化促進法第6条第6項	<p>農業経営基盤強化促進法</p> <p>市町村は、基本構想を定め又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>基本構想を5年に1度、見直しするため、その時にこれを変更することになるが、都道府県知事に協議し、その同意を得ることとされている。</p> <p>当市の場合、遊休農地等の把握に相当の時間を要するため、平成17年度に所得目標の改定等を行い、平成18年度に遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項及び特定法人貸付事業に関する事項を追加する予定で作業を進めていた。</p> <p>これに対し、県は当初合意していたものの、17年度末には、同時に見直しを行うよう指導をしてきた。このため現場では作業に混乱をきたし、18年7月に見直しの合意を得ることとなった。</p> <p>所得目標や遊休農地等は、自治体ごとに大きく事情が異なるものであり、本来自治体の裁量に属すべきものと考え。よってこうした基本構想の改定作業の具体的数値もしくは細部にわたる政策については、国の方針から大きく逸脱しない限り、県の同意ではなく、報告又は届出とすべき性格であると思量する。</p>
132	まちづくり	道路改良事業における協議の廃止等	道路法第95条の2第1項	<p>市道の交差点及びその付近の道路部分を改築する場合、当該地域を管轄する公安委員会の意見を聞かなければならないため、山間部の交通量の少ない交差点に不釣り合いな交差点となっている。</p> <p>意見を求められて公安委員会はその処理を、事務取扱を行うを行う県交通規制課に協議しており、一般的には道路種別や交通量、設計速度、周辺の状況にかかわらず、直角合流や車両の軌跡を重視するため、広い残地の発生や、左折車線、滞留帯等を設置することとなり、結果として山間部に不釣り合いで高コストの交差点となっている。</p> <p>県の担当課としては協議があれば型どおりの指導しかできないとのことであるが、そのために交通量の少ない市道の交差点であっても巨大の交差点となっており、地域の実情に即した対応としてもらいたい。（県道改良工事による市道との交差点部分は、単なるすり付けで終わっている事例がある）</p>
91	まちづくり	基本計画の策定等における知事同意の廃止	都市計画法等	<p>○土地利用基本計画や、都市計画など地方公共団体が策定する各種基本計画についての国・県への協議（同意）</p> <p>市が策定する各種基本計画を策定する場合、本来自治事務であるにもかかわらず、国土交通大臣等の協議、同意が必要とされているため、地方公共団体の自主性、自立性が阻害されているとともに、事前協議等に時間と労力を費やしている。</p>

2. 関与（自治事務）

181	まちづくり	都市計画区域の指定など都市計画法全般	都市計画法第5条第1項など	<p>企業立地やこれに伴う外部からの流入人口の増加による、新たな土地需要や多様な土地利用形態に適切かつ迅速で、きめ細かな対応を実現するためには、都市計画区域の決定、市町村道の都市計画道路の決定など、都市計画法全体に関する事務を、住民に身近な基礎自治体である市が総合的に計画し、整備・開発・保全すべきであると考えます。</p> <p>しかながら、用途地域の変更一つをとっても、市の都市計画審議会において変更の決定をする場合、県との協議（同意）が必要不可欠であり、円滑かつ柔軟な土地利用に支障をきたしている。</p>
69.88.90. 122.123.1 24.125.12 6.127.128 .129.130. 131.188.2 46	まちづくり	市町村決定の都市計画における知事協議・同意の廃止、簡素化等	都市計画法第18条の2、第19条第3項・第4項、第21条の2	<p>○地方分権が言われている中で、都市計画の決定権が国から県へ、県から市町村へと移譲されたものの、依然として市町村決定にあつては県の同意、県決定にあつては国の同意が必要とされています。</p> <p>権限委譲といいつつも、実質的には従前と変わらない状況にあることから、これらの同意に要する時間と労力が多大であります。</p> <p>【事例】⇒市町村計画において、地区決定や火葬場などの特定施設の位置決定など市町村決定に都道府県の同意が必要であり、多大の時間と労力を要しています。</p> <p>【見直し方針】⇒都市計画法の改正により市町村決定の都市計画においては、都道府県の同意要件を廃止し、報告案件若しくは意見聴取に改正することは出来ないでしょうか。</p> <p>○市町村が定める都市計画、市町村決定の都市計画においては、都道府県知事の同意が必要とされており、同意に係る時間、労力が多大なものとなっています。報告事項とすべきと考えます。</p> <p>○市町村が都市計画を決定する際は、都道府県が定める「整備、開発及び保全の方針」・国土利用計画・市町村都市マスタープラン等の基本方針と整合を図った上で、市町村都市計画審議会を経て決定されることから、市の都市計画の決定に関しては、都道府県の確認行為で足り、協議の上での同意までは必要ない。</p>

2. 関与（自治事務）

○都市計画行政全般、都市にかかわる権限や事業主体は原則として市に専属させるべきである。地方分権一括法により、都市行政においても大幅な権限委譲がなされたが、市町村決定となる都市計画案件についても、国・県による「認可・承認」から「同意」にかわったものの実態としては、県の「関与」するケースが散見される。市町村都市計画審議会が法定化され、市町村決定分については、都道府県都市計画審議会に付議する必要はなくなったものの、県への事前協議、同意といった手続きはいまだ残され、他市町村とのバランスから画一的な指導を受ける場合がある。法制度上、県決定と市決定の役割分担が明確にされていることから、国・県から技術的助言は受けるにしても、あくまでも判断や決定は市の責任においてのみ行うことが望ましく、国県は広域的観点からの調整、連携を主眼に進めていくことが適切と考える。

○市町村の都市計画決定(変更)は、都市計画法第19条第1項において、市町村都市計画審議会の議を経て都市計画を決定するものとする。とあるが、同条第3項において、知事に協議し、その同意を経なければならない。と規定している。これが足かせとなり、自主性の阻害につながるとともに、行政の効率化に支障をきたしている。

○都市計画法第19条第3項の規定により、当団体において、地区計画の都市計画決定を行う際、予め都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない、とされている。しかし、都市計画決定する主体が市区町村であれば、決定については市区町村が責任をもつべきであり、都道府県知事は広域的見地から調整すれば足りる。したがって、詳細な範囲までの都道府県知事の同意権は必要ないと思われる。

2. 関与（自治事務）

				<p>○地方分権一括法により指定都市の権限となったものの、「県の同意」が必要とされるものが多く存在し、移譲前の承認申請手続とあまり変わっていない。実質的な事務は指定都市で行っている現状に鑑み、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、「県の同意」を不要とする見直しが望ましい。</p> <p>○都市計画法第19条の市町で定める都市計画については、同法第3項によりあらかじめ県知事と協議しその同意を得なければならないとなっている。また、第4項では、知事は一の市町の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点から前項の協議を行うとある。その場合の協議に対し、県はそれぞれの市町におかれたまちづくりの実情や地域特性を十分に理解し、地域住民が主体となるまちづくりが推進できるよう柔軟な対応と積極的な支援をお願いしたい。特に、広域的な調整を必要としない各市町域で完結する個別事案についての(県の)関与をなくし、同意協議に関してはその基準を明確にし各市町(及び都市計画審議会)の裁量(判断)に委ねてほしい。</p> <p>○市町村が定める都市計画について、都道府県の同意を得ることとなっている。都市計画の一体性、総合性を確保するために、何らかの形での協議は必要ではあるが、市町村決定の場合も都道府県の「意見を聴く」という形が望ましい。</p>
--	--	--	--	--

2. 関与（自治事務）

○市町村が決定する都市計画（地区計画等）については、市町村都市計画審議会の議を経て決定することとされているが、都市計画法第19条第3項の規定において、市町村が定めようとする都市計画の内容について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得ることとされている。今後地方分権が進み、市町村のまちづくりにおいても自主性・自立性が強く求められる中で、広域的な都市計画決定と同様に、市町村独自の都市計画決定についても都道府県知事の同意が条件では、その意見に拘束されることが想定されます。従って、事案内容により、都道府県の「同意」ということではなく、「意見を聞き定める」、または、「協議して定める」というように、都道府県の意見を市の都市計画審議会に諮り、最終的な都市計画が決定できるよう法改正を要望する。

○従来、市が定める都市計画については、県の承認が必要とされていたが、1997年に公布された地方分権一括法に伴い、自治事務となった。しかし、自治事務でありながら、都市計画法第19条第3項の中で、「協議し、その同意を得なければならない」という規定が残されている。「協議」で相互に対等な関係を示しながら、「同意を得なければならない」で従来と同様な関与の形が残されている。このような関与の形式を残すのであれば、法第19条第3項を改正して県が定める都市計画に対しても、市の同意を必要とするように、「相互に同意を必要とする協議」に改めるか、廃止すべきである。

○市町村の定める都市計画については、広域的な調整や都道府県が定める都市計画との整合を図る観点から、その決定や変更にあたっては都道府県知事の同意が必要とされており、この協議に相当の期間を要している。市町村の都市計画は市町村都市計画マスタープランに基づき決定されるが、同マスタープランは国土利用計画や県都市計画マスタープランなど上位計画と整合を図って策定されており、上記の同意に関する事務は簡略化・迅速化することが可能ではないか。

2. 関与（自治事務）

			<p>○都市計画法の改正を受け、県は「広域的な影響を与える可能性のある市町村決定の都市計画に関する事前調整要領」を策定した。その中で広域的な見地から県が行う事前調整に要する期間が、当初は最長7ヶ月であったが、最終的には最長9ヶ月となったが全般的に期間が長すぎる。（特に、いわゆる「迷惑施設」と呼ばれる都市施設の都市計画決定に関しては、期間が長すぎ、迅速な対応ができない。）</p> <p>○都市計画については、地方自治法改正により県と市がそれぞれの事務が明確に定められ、県の関与は「広域的な観点」と「県が定める都市計画との適合の観点」に限定されている。この2つの観点からはずれて、市の定めるべき事項に関する詳細にわたる資料や説明の要求は止めるべきである。また、法令に根拠をもたない協議書の取り交わしは廃止すべきである。</p> <p>○過去に都市計画決定され、長年事業化されずに現在も計画だけが残っているものがあります。この計画は、近年の社会経済情勢の変化により必要性が低下し事業化する見込がなくなってきました。この計画変更をする時には、県から代替案を求められることが多く、現実に計画決定を廃止することが出来ない状況があります。</p> <p>【実 例】⇒都市計画街路の決定のされている路線区域ではあるが、実施不可能な街路計画にもかかわらず、この路線区域において建築制限を行っている状況にありますが、近年の社会経済環境と地域の実状にあった計画ではないため地域のまちづくりに支障をきたしている状況にあります。</p> <p>【見直し方針】⇒実状に合った計画決定を進めるために、今後事業実施のない計画は廃止する。</p>
--	--	--	--

2. 関与（自治事務）

94.162	まちづくり	水道事業に関する大臣の許認可の廃止	水道法第6条、第46条 水道法施行令第14条等	<p>○水道事業は、自らの責任と判断に基づき、運営していくべきものであるが、大規模事業体は依然として事業の開始・変更等について、厚生労働大臣の認可等が必要である。近年、人口の増加などの軽微な変更等は、厚生労働大臣への届出となり、簡素化されているが、需要量、事業規模、事業手法等について国の認可が必要となるため、効率的な事務執行や独自の施策展開が制限されている。今後、さらなる規制緩和による届出対象の事項が増加することが想定され、水道事業における認可等の廃止が望まれる。</p> <p>○給水人口が5万人以下か、5万人を超えるが河川の流水を水源としない水道事業にかかる水道法上の許認可事務は都道府県に移譲されている。しかし、給水人口5～10万人程度と小規模であるが、河川の流水を水源とする当市の水道事業の許認可権限は厚生労働大臣に留保されたままである。</p> <p>このため、厚生労働省との許認可協議に要する時間や経費の負担が大きく、法に基づく報告事項や各種調査等についても、精度が高く、複雑かつ緻密な回答を求められ、その処理に多大の時間を費やし業務遂行に支障を来している。</p>
163	まちづくり	公共下水道事業と農業集落排水事業の連携に係る承認協議の廃止	下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項 平成12年12月1日農林・建設2省通達	<p>農業集落排水施設から公共下水道施設への連携については、現在、一定の条件(両区域の接近・施工時期の関係・管渠と処理場の能力等)をもとに認可されている。</p> <p>認可に当たっては、国土交通省及び農林水産省との承認協議が必要であり、この両省との協議と承認に長期間を要し、また、事務量も多い。</p> <p>このことから、5年ごとに県が実施している汚水処理構想で市町村の作成した汚水処理計画が承認された後において、農業集落排水施設の建設時及び更新時の連携については、一定条件のもと、市町村の判断により実施できるようにする。</p>
134	まちづくり	下水道事業に関する調査の廃止・統合		<p>【下水道事業に関する調査・照会の集約】</p> <p>年度末から翌年度当初にかけて、下水道に関する同じような内容の調査・照会が多数集中する為、これに多くの労力・時間を奪われ、市民サービスや通常業務の妨げとなっている。また、これらの中には、毎年実施されているものの、目的が不明確な調査や、結果が市にフィードバックされない調査も少なくない。</p> <p>そこで、省庁間や都道府県の担当間を超えた調査内容・結果の共有化による調査・照会件数の集約、及び、調査時期の調整を図っていただきたい。</p>

2. 関与（自治事務）

<p>100.136.1 37.138.13 9.140.200</p>	<p>まちづくり</p>	<p>農業振興地域整備計画策定・変更等に係る知事協議・同意の廃止・簡素化</p>	<p>農地振興地域の整備に関する法律第4条～7条、第8条第4項、第13条の2第3項 農地法第4条</p>	<p>○農業振興地域整備計画の策定(変更)には、県知事と協議が、また、そのうち農用地利用計画の策定(変更)には県知事の同意が必要であり、地域の実状にあった土地利用を図ろうと計画を策定(変更)するが、開発可能となるまでに多大な時間を要し、時宜に応じた開発が困難である。</p> <p>○農地振興地域計画の変更 行政施設(市民センター)の建て替えに係る農用地区域からの除外事務について、地域住民の総意に基づき、市の総合計画事業として市内部の調整・意思決定がなされている施設に対し、県は形式的な法令解釈に拘泥し指導を行った。具体的には、施設の各部屋ごとに必要面積の詳細な積算根拠を求められたり、市民センターという施設の性格から、候補地の範囲は絞られてしかるべきものを他の事案と同様に計画地区内全域を対象に候補地を選定し、各候補地が不適である理由を明示する必要がある等、地域の実情からかけ離れた指導を受けた。その結果、何度も計画案の修正を余儀なくされ、担当者は20回近く県に出向かなければならなかった。更に、情報は県政総合センターを経由して本庁に伝わるため、知事の同意をとるまでに4ヶ月半の時間を要し、計画変更に必要な縦覧等の手続きを含めると、資料作成から計画変更約7ヶ月もの時間を要することとなった。今日では、非農業的土地利用が増大しており、変更に係る事案も増加している中で、このように本手続きが完了するまでに相当長期間に渡ること、また、決定公告が終わるまで新たな案件について県と事前相談に入れないため大きな足かせとなっている。</p>
--	--------------	--	--	---

2. 関与（自治事務）

○農業振興地域の整備に関する法律の規定で、市は都道府県知事が定めた基本方針に基づき、農業振興地域整備計画を定め、農地の確保・有効利用に資することになっている。同整備計画の策定に際しては、同法の規定により都道府県知事に協議することになっており、さらに農用地の解除など農用地利用計画の変更等の場合には、都道府県知事の同意が必要とされている。地域性を考慮した農業振興策のためには、必要とされている県の同意などの要件を見直していただき、市の独自性を生かした施策が展開できるようにすべきと考える。

○「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第4項において、市町村が農業振興地域整備計画のうちの農用地利用計画の策定又は変更する場合は都道府県知事の同意を得なければならないとしている。本市は平成16年度に農業振興地域整備計画の変更案を作成し県と協議を行ったが、本市が作成した農用地利用計画変更案については同意が得られなかったため、当初案を変更して県と再協議し同意を得て変更を完了した。農業振興地域制度に関する事務は自治事務である。農用地利用計画の変更についても市が法令の範囲内において自らの責任と判断により地域の特性を踏まえた計画を作成するべきと考える。今回の変更においては、市は当地域の特性を踏まえ優良農地の確保とメリハリある土地利用を目指して農用地利用計画の変更案を作成したが、県の同意が得られなかったため市

2. 関与（自治事務）

			<p>○市では「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図っていく地域を農用地区域として設定し、優良農地の確保・保全に努めている。しかしながら、近年、農業従事者の高齢化や人口減少等に伴い、農地の荒廃や低・未利用地の増加、農業生産環境の悪化など、農業を取り巻く環境には様々な課題が発生してきている。このような課題を解決するため、農用地区域内の土地の有効な利活用を促進しているが、農振地域の指定変更等、都道府県との事前協議に時間が掛り、スムーズな意思決定ができず、加えて県の判断が画一的な農振地域設定になってしまい、地域性を活かすことが困難になっている。</p> <p>○農業振興地域内における農地転用に関して、本来の趣旨である優良農地を保全し、農業振興に寄与するという意図は理解できるが、当該地域内の現況（一目で荒廃地と認識できる）を勘案しつつも、法的縛りや、必要以上の権限を有していない市町村が、市町村の裁量でもって、指定・解除できる範囲が限定されてしまう。よって、自発的・創造的尺度による開発行為等の許可に対し、一部の現況とそぐわなく支障をきたしている事例が見受けられる。</p> <p>○地域の実情にあった土地利用を図るための農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の策定及び変更についての都道府県知事の同意手続きと農地転用許可事務では、実際には同じような審査等が行われており、どちらかに簡素化すべきと考えます。</p>
102.103	教育	教育委員会への是正指示権の廃止	<p>○現在、教育再生会議、中央教育審議会での議論を経て、文部科学大臣への教育委員会に対する是正勧告・指示権の付与が提案されている。しかしながら、このような国の教育委員会に対する関与の強化は、地方分権を後退させるものであり、教育の再生には教育委員会が文部科学省ではなく児童生徒等現場に目を向け、責任を果たしていくことこそが必要であり、このような地方の視点に立った検討を求めるものである。</p> <p>○地方分権時代においては、総合行政を担う市長の教育行政における存在や役割・責任を高め、学校・家庭・地域が一体となって、市民の意見を的確に反映した教育行政ができることが肝心であり、各地域に当事者意識と責任を持たす方向での制度改革が求められる。こうした中、先の中央教育審議会による「地方教育行政法」の答申における「文部科学相への是正指示権の付与」等は、国の教育委員会に対する関与を強化する内容と考える。</p>

2. 関与（自治事務）

143.172	教育	義務教育諸学校の学級編制に係る都道府県同意の廃止	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、第4条、第5条	<p>○小・中学校の学級編制に都道府県の同意が必要</p> <p>○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条には、学級の児童または生徒数の基準は、国の数を標準として県が定めることとなっている。また、同法第4条には、学級編制は県の基準に従い、市町教育委員会が行うにもかかわらず、同法第5条には、学級編制について、あらかじめ県教育委員会と協議しその同意を得なければならないと規定されている。以上のように、学級編制の権利は市町にあるといっても、学級編制は常に県の指導・支配下で行われている現状が支障となり、従って、市の学級編制基準のもと、学校の実態に合う柔軟的な学級編制ができない実態がある。</p>
---------	----	--------------------------	---	--

2. 関与（自治事務）

<p>76.77.78. 79.80.81. 144</p>	<p>災害 その他</p>	<p>条例の制定改廃・予算決算の報告、内部組織設置の届出の廃止</p>	<p>地方自治法第158条、第219条、第233条、第252条の17の10</p>	<p>○条例を制定し又は改廃したときは、県知事に報告しなければならないとされているが、実効性に疑問がある。</p> <p>○市町村が条例を制定・改廃したときは、都道府県知事にこれを報告しなければならないとされているが、市町村の条例制定権を考えた場合、制定・改廃後の都道府県への報告は実質形骸化しているものと思われる。</p> <p>○本条による報告対象は、法第3条第3項の条例（地方公共団体の名称を変更する条例）を除く、あらゆる条例の制定・改廃が対象であり、各市町村は制定・改廃後、県へ報告しているが、これは、自己決定・自己責任を原則とする地方分権の趣旨を尊重しないものではないか。市町村の事務について、都道府県知事が助言若しくは勧告をし、又は適正な事務処理のための情報を提供する必要がある場合は、市町村に対し必要な資料の提出を求めることができる（地方自治法第245条の4第1項）とする規定もあり、一律に報告を義務づけていることは疑問である。条例の内容について市町村へ助言や勧告等を行うために現行制度の存続が必要であれば、その報告対象を限定してはどうか。（例として、法定外税条例、罰則規定のある条例、法令で定めた規制にさらに条例で規制を加重するもの、自治事務に係る条例など）</p> <p>○条例公布時に県知事へ報告することとなっているが、市にとって報告事務は事務の負担であり、効率的な事務執行を阻害している。</p> <p>○条例の内容はホームページで公表しており、報告の必要性は失われているため、報告義務の廃止が適当である。</p> <p>○予算については、補助金に関する事務等で別途関連する部分のみの提示が必要とされるなど、県は報告を受けても事実上活用していない。また、条例については、既に成立した条例に対して技術的な助言や勧告を行うことは現実的ではない。事務処理の効率化から廃止すべき。</p>
--	-------------------	-------------------------------------	---	---

2. 関与（自治事務）

145	災害 その他	都道府県への各種定例報告の廃止・簡素化	各関係法	<p>県への各種定例報告の改善について</p> <p>各分野において、月例報告等の定例報告があるが、報告書の作成に職員が忙殺されることが多々見受けられ、本務である市民へのサービスの提供ができない場合がある。また、報告後、どのように活用されているのかが、理解できないものもある。</p> <p>このため、各種定例報告については、市町村に活用方法について明示するとともに、簡素化(毎月→隔月・内容の簡素化等)についても、検討・改善されることで、市民へのサービスの向上につながると考える。</p> <p>※具体的な定例報告 社会福祉統計月報、公共事業施行状況調査 等</p>
107	災害 その他	行財政改革への助言の廃止	地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の作成について(総務事務次官通知)	<p>総務省は平成17年3月末に地方行革の推進を求める指針を出した。その中で17年度を起点とし、おおむね21年度までの取り組みを具体的に明示した「集中改革プラン」の策定と公表や5年後に一律4.6%超の定員削減目標を設定するよう求めてきた。</p> <p>もとより行政改革は、国に言われるまでもなく、それぞれの自治体が自らの判断で実施すべき事柄であり、当団体としては、定員管理においては単に数値目標を設定するのではなく、変化する社会情勢と行政ニーズを勘案しながら、不断の見直しを図ることが肝要であり、その結果として数値が表れるものであると考えている。</p> <p>そもそも地方分権改革は、地域住民と自治体が地域の実情に応じた適切な施策が自主的に決定、実行されるものでなければならない。このような国の関与は、地方分権改革に逆行するものである。</p>

2. 関与（自治事務）

115.116.2 36.257	災害 その他	国・都道府県による調査の廃止・統合		<p>○地域再生基盤強化交付金(H〇年〇月認定:〇〇市「〇〇の風景」水環境再生計画に基づくもの)で、現在下水道等事業の展開を図っているが、国の各機関からその関連の「調査もの」が多く、その対応に大変である。</p> <p>○「普通会計財政状況調査(財務省)」と「地方財政状況調査(総務省)・当初予算に関する調(総務省)」に関して、前年度決算と今年度当初予算については、それぞれ県を通して総務省に回答しているものであるが、同じ内容で財務省からも調査照会がある。総務省と財務省との間でデータのやりとりはできないものか。</p> <p>○「9月補正予算にかかる調査(総務省)」と「普通会計予算額等に関する調査(総務省)」に関して、どちらの調査も9月補正後予算額にかかる照会となるが、ほぼ同要件での照会であり、「普通会計予算額等に関する調査」については地方財政白書の作成資料としての照会となる。一本化できないものか。</p> <p>○「公共事業等の事業施行計画及び事業施行状況等に係る調査(総務省)」と「公共事業施行対策〇〇協議会資料(県土木部)」に関して、両調査とも毎四半期の普通建設事業に係る事業費・契約額・執行額などに関する照会である。総務省照会と県(土木部)照会との間で、様式を統一するなどして一本化できないものか。</p> <p>○地方分権一括法の施行に伴い、国と普通地方公共団体が対等・協力の関係となったことにより、地方自治法第245条2の規定において、地方公共団体に対する国又は都道府県の関与が法律又はこれに基づく政令によらなければ、出来ないと言われたが、現状は、地方分権一括法施行前と変わらず、資料提供が求められている。国、都道府県の資料提出の要求は、地方自治法第245条の2の規定どおり法律又はこれに基づく政令によらなければできないこととするべきである。</p>
146	災害 その他	総合的助言制度に基づく助言の廃止	地方自治法第245条 総合的助言制度実施要領	<p>「総合的助言制度実施要綱」に基づく、助言対象市町となるのが、原則として人口3万人以下又は財政力指数が県平均以下の小規模な市町という限定及び市町村合併をしてもなお一層の行財政改革の努力等が必要と思われる市町という限定(縛り)は、自発的施策展開の中において、選択範囲を狭めるばかりか、創造的発想の弊害になりかねない。</p> <p>よって、地方自治法第245条の規定による「関与」については、一律の条件下での「関与」であれば理解できるものの、限定的条件下においての「関与」はいかなものか推量する。</p>

2. 関与（自治事務）

147	災害 その他	市町村の合併の推進に関する構想の策定の廃止	市町村の合併の特例等に関する法律第59条	県が合併推進構想を示すことは、そのこと自体に強制力はないものの、市民からは既成事実のように思われることがある。
109	災害 その他	法定外税の新設・変更に係る大臣協議の廃止	地方税法669条、第731条	法定外税の新設・変更に係る総務大臣への協議・同意が必要であるが、それを不要とすべきと考える。
149	災害 その他	地方債発行に係る知事協議の廃止	地方財政法第5条の3第1項、地方財政法施行令、地方債に関する省令、地方債同意等基準及び地方債計画	従来、地方債の発行は知事の許可であったが、先の地方分権改革の中で、地方公共団体の資金調達については、原則、自由にする事とし、市町村が地方債を発行する場合は、地方財政法第5条の3第5項の規定により知事の同意がなくても一定の手続きを踏めば地方債の借入れは可能となった。 しかし、全く知事の関与がなくなったわけではなく、地方財政法第5条の3第1項により、地方債の借入れの場合は、必ず知事への協議が義務付けられているのが現状である。 こうした知事への協議の義務付けのメリットは、協議に伴い知事の同意が得られれば、同条第3項により公的資金を借入れることができることにあるが、公的資金の借入を必要とせず、自前で資金調達が可能な団体にとっては全く必要のない関与であるばかりでなく、このために、同条第5項による地方債の借入を実質的に阻害しているのが現状である。

2. 関与（自治事務）

<p>110.111.2 90.308.31 1.312.317 .318.319. 320.321</p>	<p>災害 その 他</p>	<p>国庫補助金を受けて整備した施設の財産処分の要件の緩和</p>	<p>補助金等に係る予算の適正化に関する法律第22条 同施行令第13条・第14条等</p>	<p>○国庫補助金を受けて整備した施設の転用や廃止などを行うに際し、補助金等に係る予算の適正化に関する法律で転用の用途制限許可に相当の期間を要するため、施設の有効活用を阻害している状況にあります。また、施設の処分手続きに相当の期間を必要としているため、処分施設の放置による老朽化が進み地域住民への危険性が発生する可能性があります。 【事例】⇒施設の移転新築に伴う旧施設の一部を使用用途の転用許可に時間を要したため、施設の老朽化を加速させ転用後、施設の修繕に予想外の経費を要したことがあります。施設の移転新築に伴い旧施設の用途廃止(処分)に伴う許可を得るのに時間を要したため、施設の老朽化がより一層進み、老朽化施設の放置による地域住民への危険性の増大と地域防犯上の問題が発生する可能性があります。 【見直し方針】⇒実態に合わせた処分期限の短縮や処分申請から許可までの期間短縮を行うと共に、転用に係る用途制限の緩和を図ることが出来ないでしょうか。</p> <p>○国庫補助金を受けて整備した施設の転用、廃止等を行う場合、補助金適正化法等で遡り規定や転用の用途限定の規定があることや、処分に相当期間を要するため、施設の有効活用を阻害しているとともに、老朽施設の放置につながっています。要件の緩和が必要と考えます。</p> <p>○国の補助金により建設された施設を、主務官庁の承認がなければ目的外に使用できない。（例えば、研修目的で建設された施設で物産販売ができず、時代の変化・住民ニーズに対応できない。）</p> <p>○国庫補助金を受けて整備した施設の転用、廃止等を行う場合、補助金適正化法等で遡り規定や転用の用途限定の規定があることや、処分に相当期間を要するため、施設の有効活用を阻害しているとともに、老朽施設の放置につながっています。要件の緩和が必要と考えます。</p>
--	------------------------	-----------------------------------	---	---

2. 関与（自治事務）

				<p>○国庫補助金等により整備された施設等は、当該補助制度の求める用途規制があり、その変更や廃止については、一定の手続きとともに、相応の補助金返還が規定されています。そのために、社会経済の変化や地域特性による市民ニーズに即応できない状況です。</p> <p>○市町村合併が進み、公共施設の統廃合の計画が、各市町村で策定されている。この統廃合により、遊休施設の発生や目的外使用による活用が見込まれるが、学校や保育園などの場合、国庫補助を受けて整備した施設が多々あり、解体や目的外使用の場合、その残存価格分の補助金返還義務が生じる。このため、統廃合が進まないことも考えられる。公共施設の統廃合は、各市町村の行政改革の目玉でもあり、市民サービスの低下を招かない範囲で、進めていく必要があることから、市町村合併や行政改革に基づく公共施設の解体や目的外使用については、国庫補助金の返還義務を免除する制度を創設していただきたい。</p> <p>○小中学校の統廃合に伴い遊休施設となった校舎等を教育や福祉目的等として使用する場合は、補助金の返還が免除されることがあるが、その他の使用に際しては返還を伴うケースが多くなっており、一次産業が主体で大きな企業のない地方において、施設を活用しての地場産業の振興などに影響を与えている。</p> <p>○公立幼稚園を民間保育所に衣替えするにあたって、文部科学省から建設費補助金の返還を命ぜられた。保育所待機児童ゼロに向けた市の取り</p>
--	--	--	--	--

2. 関与（自治事務）

				<p>○過去に国庫補助によって建設された施設が、数十年経過後にその機能が別の施設へ吸収され、市全体における各公共施設の配置状況や周辺住民の要望から、別の施設としての活用案が検討されたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数とは関係なく補助金を返還しなければならないこと ・代替施設が、単独市費で整備されなければならないこと ・転用する施設が限られていること <p>などの理由により、地域の実情にあった活用がなされないまま、別の施設建設という形で計画せねばならなくなった。（数十年間に渡って補助金を返還し、既存施設を取り壊した上で、新しい施設を建設しなければならず、施設の再利用を考える余地がなかった。）</p> <p>少子高齢化、安全で安心なまちづくりの観点など、時代の変化や市民ニーズの多様化により、数十年前に建設された施設が、永久にその場所で、その機能のまま必要とされることは稀である。複合的な機能を持った施設の建設が望まれる今日、過去の補助事業による施設についても、経過年数や転用の枠付けが見直されれば、長期的な視点で合理的な施設計画が可能となり、地域住民のニーズにも多様にこたえていくことができる。</p> <p>○合併前市町村による国庫補助金により設置された施設について、合併後の市の計画に基づき有効活用ができるように、使用目的の変更や目的外使用、地域への払下げ等について柔軟に取り扱えるようにする。また、これらに伴う変更国庫補助金の返還を免除すること。</p>
301	まちづくり	離島振興補助事業により整備された施設の多目的活用の可能化	離島振興法	<p>離島の補助事業により建設・整備された施設の弾力的な使用</p> <p>小規模離島については、その狭小性や財政力の弱さから、類似した複数の事業を実施することは無理である。</p> <p>離島の特殊性を考慮し、補助事業により建設、整備された施設を弾力的に使用できるよう、離島振興法などの改正により施設を多目的に使用することによって、限られた土地と財源を有効に活用することが可能となる。</p> <p>具体的には、統廃合になった学校施設を他の目的に利用できるようにすることなどが求められる。</p>

3. 関与（法定受託事務）

先行調査事例番号	分野	名称	根拠法令名・条項番号等	廃止すべき理由
86	福祉	国民年金保険料強制徴収・差押えに伴う社会保険庁からの所得情報の拡大提供要求の廃止	国民年金法 同施行令等	国民年金保険料強制徴収・差押えに伴う個人情報の提供について、社会保険庁は一過性の事務費交付金を理由に、所得情報を拡大して提供しよう地方に要請してきている。 地方税法の法令上、国民年金法でいう世帯の所得情報については本人の申請に基づく場合であり、本人申請を伴わない場合、当然には提供できないものである。
93	まちづくり	道路管理者である指定都市が行った処分等に対する国土交通大臣の措置命令等の廃止	道路法第75条	道路管理者である指定都市が行った処分等に関する国土交通大臣の措置命令等の廃止(国との関係) ・指定都市は、市内の市道、県道及び指定区間外の国道を管理しており、十分な管理能力、責任能力を有している。道路管理者が行った処分又は工事の法令違反については、本来、道路管理者が利用者に対して負うべき責務であり、地方自治法及び道路法において不服審査制度が確立されていることから廃止すべきである。

3. 関与（法定受託事務）

97.98	まちづくり	農地転用に係る大臣協議の廃止	農地法第4条・第5条 農地法施行令第1条の7	<p>○農地の転用における国への協議の廃止 従来、農地転用に関する権限は、2ha までの農地転用許可権限を都道府県知事の権限（機関委任事務）とし、それを超える許可は農林水産大臣の権限としていた。地方分権推進委員会の第2次勧告を受け、2ha超4ha以下は法定受託事務として都道府県へ事務が移譲されたものの、国への協議が義務付けられている。また、4ha超の農地転用については国の許可となっており、協議への回答や許可まで相当の労力と時間を要している。現在、都道府県の一部には、2ha 以下の農地転用（都道府県の自治事務）を地方自治法第252条の17の2事務処理の特例条例により、市に対して権限の移譲を行うものが見られる。このことは、地域の特色を生かしたまちづくりを進める観点から、土地利用に関する権限は、できるだけ市町村に移譲されるべきとの考えに基づくものと考えられる。</p> <p>現状は、国の事務としつつ、転用規模の大小により都道府県、市がそれぞれ事務受託しているが、当該事務の受け皿としての農業委員会制度を含めて、役割と責任の明確化が求められる分野である。</p> <p>国土の骨格を形成するような計画を除き、土地利用に関する権限はできるだけ基礎的自治体にゆだねられる必要がある。地域の土地利用の一貫性ということを重視すれば、転用規模の大小に関わらず市の事務とし、広域の見地からの調整が必要な場合に、市の求めに応じて都道府県が関与するという方式を採るべきである。「多重行政」による責任所在の不明確化を避けるためにも国との協議の義務づけは廃止する必要がある。</p> <p>○農地の転用にあたっては、2ha超4ha以下は国への協議が必要となっており、協議への回答や許可まで相当の労力と時間を要している。農地転用の許可事務は、すでに全国統一的な基準によって行われており、国の関与の必要性は低い。したがって、2ha超4ha以下の場合には国への協議を不必要とすべきである。</p>
106	教育	埋蔵文化財 史跡・名勝天然記念物の現状変更許可要件の緩和	文化財保護法第125条 特別名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更の許可申請等に関する規則	<p>国の史跡内に便益施設を設置する場合「特別史跡名勝天然記念物または史跡、名勝天然記念物の現状変更許可申請」を県教育委員会に提出する。県教育委員会は協議書を付して文化庁に進達することとなっているが、県教育委員会から文化庁への進達は数日だが文化庁での許可決裁に時間がかかりすぎる。軽微な現状変更は、都道府県または市の教育委員会で許可ができるため、軽微な現状変更と規定される要件の緩和が必要である。</p>